

見える化改革報告書

「自然環境の保全・利用」

平成30年11月19日

環 境 局

「自然環境の保全・利用」報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

【国際的な潮流と都の動向】

- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年を短期目標とする愛知目標を掲げた。これを受け、都は、2012年に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を策定し、様々な取組を進めている。

【自然環境の保全・利用に関する都の取組の実績と評価】

<都市空間における緑の創出>

- 緑化計画書制度等による緑の保全・創出、緑の東京10年プロジェクト等により着実に実施。2013年の都全域のみどり率は50.5%で、2008年からほぼ横ばい。

<既存緑地の保全、希少種の保全>

- 1974年から運用する保全地域制度で、これまで50箇所（約758ha）を指定し、2017年度までに16箇所の保全地域で希少種対策を実施。また、多摩の森林再生について、2017年度までに間伐9,310ha、枝打ち1,907haを実施。

<水質汚濁対策>

- 公共用水域に排出する事業場への規制・指導を着実に進めており、東京湾のCODは環境基準の達成が4水域中1水域に留まるものの、河川のBODは全56水域で環境基準を達成。

<エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進>

- 生態系に配慮した緑化を推進する「江戸のみどり登録緑地」制度を2017年5月に開始したが、東京における緑の質の取組はまだ始まったばかりであり、今後一層の推進が必要。

<外来種対策>

- 2013年度にアライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し区市町村と連携して対策を実施しているものの、生息域は拡大傾向。伊豆大島におけるキョンの推定生息数は横ばいになった。根絶に向けては、更なる対策強化が必要。

<自然環境の保全と適正利用>

- 自然公園では、登山客が増加しトレイルランニングなどその利用形態が多様化。こうした中、2017年5月に東京の自然公園が目指す姿として「東京の自然公園ビジョン」を策定。今後、本ビジョンに基づき、自然公園の豊かな自然環境の保全と利用とのバランスを図った取組を推進していく必要がある。

上記のうち、一層の推進が必要である「生態系に配慮した緑化の推進」や生態系などに影響を及ぼす「外来種等の防除」、利用者の増加や利用形態の多様化を踏まえた「自然公園の利用環境整備等」の3つの取組を中心に分析・検討

2 評価要旨と今後の改革の進め方①

目指す姿と対象事業

エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する

生物多様性の認知度向上

生態系に配慮した緑化の推進

希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る

アライグマ・ハクビシン防除

伊豆大島におけるキョン防除

現状

「緑施策の新展開」の策定(2012年5月)

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」:6件(2018年4月末)

捕獲頭数:1,335頭(2016年度)

捕獲頭数:3,541頭(2017年度)

課題

- 生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施
- 生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠

- 事業に着手したばかりであり、その意義や効果の理解が不足
- 知識やノウハウを備えた人材の育成が必要
- 民間企業や業界団体との連携が不可欠

- 生息域が広範囲に渡っていると推定されるが、住宅地、農地、緑地など生息エリアが広く、全体の生息状況の把握は困難
- 捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要

- 島外ハンターを増強し、年間推定増加数相当の3,541頭を捕獲したため、推定生息数は横ばいになったが、キョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要

取組の方向性

- 地域戦略の改定プロセスにおいて、生物多様性の認知度向上を図っていく
- 国際協調や民間企業やNPO等とのパートナーシップを重視した官民連携を図っていく

- 生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かり易く紹介し、その普及を促進
- 実務的な講習会の開催や関連業界との連携を通じて、人材育成を図っていく

- 緑地における生息分布等を把握して区市町村の取組につなげていく
- 捕獲主体である区市町村への技術的支援を強化する
- 農作物獣害防止対策を行う市町村に対し、住宅地における防除対策への参加を働きかける

- 根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、捕獲圧力を強化する
- 銃器による捕獲強化に必要な補助柵や、市街地におけるワナへの誘導柵の設置を拡充する
- 有識者の意見を踏まえて効果的な捕獲手法を検証し、対策に反映させる

2 評価要旨と今後の改革の進め方②

目指す姿と対象事業

自然環境の保護と適正利用の推進

「自然公園ビジョン」の実現に向けた施策展開

地元関係者との目標共有・連携

植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生

安全・安心・快適な利用環境の確保

民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携

「自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する」

「世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける」

現状

課題

取組の方向性

管理運営協議会の設置:2地区
管理運営計画の策定:1地区

• 利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者との目標共有、理解と協力を得た取組が必要

• 高尾・陣場地区では、管理運営協議会の場を活用して、イベントやPR等を地域との協働で実施する
• 協議にあたり、地区全体を視野に議論すること、各々の立場から解決策を提案することを徹底する

ノヤギ駆除等、小笠原諸島における外来種対策を実施

• 在来種の植生回復に向けては、ノヤギ駆除後の状況を踏まえた更なる対応が必要

• 父島でのノヤギ駆除を継続する
• ノヤギを駆除した他島では、外来植物や外来ネズミの駆除を行い、在来植生や海鳥等の生育環境の回復を図る

自然公園施設の整備・維持管理；トイレの洋式化率75%

• 外国人旅行者が増加する中で、利用者から要望の多いトイレの洋式化は、2020東京大会までに実施することが必要
• 障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要

• 誰もが快適に自然公園を利用できるよう、洋式トイレや多言語標識を計画的に整備する
• 関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障がい者登山等のケーススタディーを実施する

民間事業者等との連携:協定締結3社

• 連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

• HPやビジターセンター等施設における連携事業・協力事業者の紹介や物販・イベント開催機会の拡充等により、民間事業者等の連携モチベーションの向上を図る

はじめに

人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻となり、地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)を評価する研究によれば、「種の絶滅」の速度については、既に不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされている。

こうした危機を回避するためには、人々の生活や企業の経済活動を下支えしている自然資本を世界の各国各地域において、それぞれ確実に保全又は再生していく取組を推進していくことが不可欠である。

世界各国は1992年に生物多様性条約に署名し、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2020年を短期目標とする愛知目標を掲げた。これを受け、都は、2012年に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を策定し、様々な取組を進めている。

一方で、2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、生物多様性保全については、17の目標のうち「15陸上資源」などに位置づけられており、更なる取組が求められているところである。

そこで、「見える化改革」では、生物多様性の基盤となる都の自然環境の現状とその施策の取組状況を分析し、課題を明らかにするとともに、今後の都の取組の方向性について整理を行った。

目 次

第1章 都における自然環境の保全・利用の現状	6	第2章 都の取組の点検・評価	19
1 国際的な潮流と都の動向	8	1 エコロジカル・ネットワークの構築に向けた 緑化の推進	22
2 都の目標と進捗状況	11	2 希少種の保全・外来種対策及び 野生生物の適正管理	32
3 実施体制等	13	3 自然環境の保護と適正利用の推進	39
		第3章 今後の取組	56
		1 課題のまとめ	56
		2 取組の方向性	59
		(1)エコロジカル・ネットワークの構築に向けた 緑化の推進	
		(2)希少種の保全・外来種対策及び 野生動物の適正管理	
		(3)自然環境の保護と適正利用の推進	
		参考資料	64

第1章 都における自然環境の保全・利用 の現状

第1章の概要

■国際的な潮流と都の動向

- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年を短期目標とする愛知目標を掲げた。これを受け、都は、2012年に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を策定し、様々な取組を進めている。

■都の目標と進捗状況

<エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進>

- 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大するため「江戸のみどり登録緑地」制度を2017年5月に開始し、6件（2018年4月末）を登録・公表したが、東京における緑の質の取組はまだ始まったばかりであり、今後一層の推進が必要。

<外来種対策>

- 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図るため、2013年度にアライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村と連携して対策を実施。1,335頭（2016年度）を捕獲しているものの、生息域は拡大傾向。
- 伊豆大島のキョンについては、年間推定増加数に相当する3,541頭（2017年度）を捕獲したため、増加に歯止めがかかり推定生息数は横ばい。

<自然環境の保全と適正利用>

- 自然公園の豊かな自然環境の保全を図るとともにその利用を促進するため、2017年5月に東京の自然公園が目指す姿として「東京の自然公園ビジョン」を策定。
- 世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を守るため、ノヤギの排除により植物の生育環境は改善したものの、外来植物の侵入が早く在来種の回復に向けた外来種対策が必要。

■実施体制等

- 政策は「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の創造」と「良質な水循環の確保」に大別され、「生物多様性の保全・緑の創出」「それらを支える環境整備と裾野の拡大」「水環境の向上」の3施策に分類される。
- 各施策を実施するにあたり、2018年度予算85億円・人員102人を配分、現場管理を主に行う多摩環境事務所とともに事業を展開している。

第2章では、「生態系に配慮した緑化」や「外来種等の防除」、「自然公園利用環境の整備等」を中心に分析を行う。 7

第1章 都における自然環境の保全・利用 の現状

1 国際的な潮流と都の動向

自然資本の重要性と東京の役割

国民の生活や企業の経済活動を下支えるのは、自然のストックである「自然資本」であり、世界の一大消費地である東京は世界の自然資本の上に成り立っている。そのため、東京は都内の自然のみならず、世界の自然の保全や持続的利用にも目を向けていく必要がある。

SDGsのウェディングケーキ



SDGs "wedding cake" illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev

出典) (株)インターリスク総研より資料提供

第1章 都における自然環境の保全・利用の現状

1 国際的な潮流と都の動向



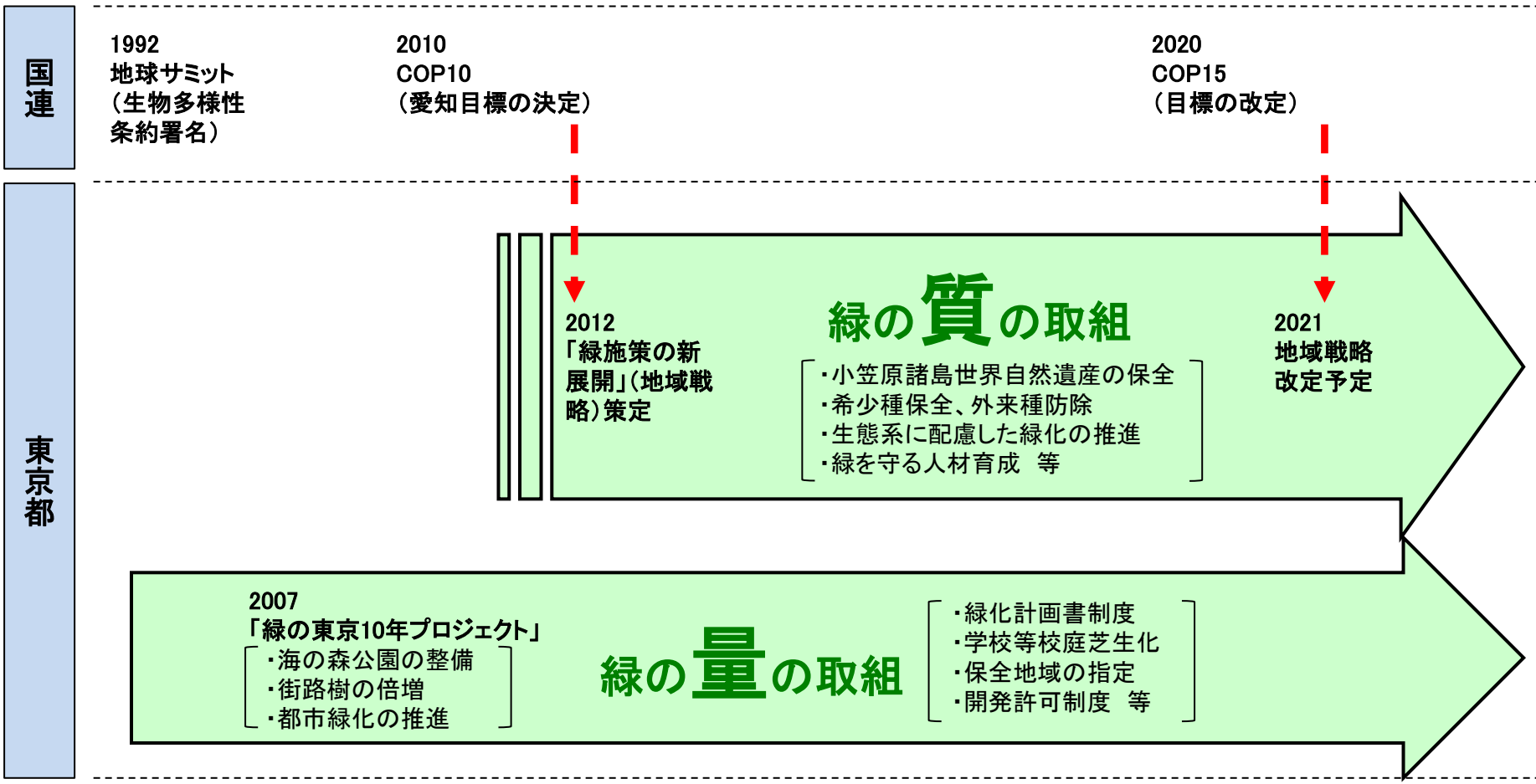
出典) 国際連合広報センター (<http://www.unic.or.jp/>)



出典) (株)レスポンスアベリテイ資料に一部加筆

世界の潮流と都の動向

● 都は「緑の東京10年プロジェクト」に基づき、緑の量を増やす取組を推進してきた。一方で、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で愛知目標(計画期間:2011年から2020年まで)が決定されたことを踏まえて、都は2012年に生物多様性地域戦略となる「緑施策の新展開」を策定し、これまでの緑の量を増やす取組に加え、緑の質を高める取組を推進してきた。2020年にはCOP15が開催され、愛知目標の改定が予定されていることから、国際的な動向を踏まえながら、都の地域戦略の改定や施策の見直しを行っていく予定である。



第1章 都における自然環境の保全・利用 の現状

2 都の目標と進捗状況

「自然環境の保全・利用」に関する目標と進捗状況

政策	施策	項目	目標	進捗状況
自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	緑の創出 生物多様性の保全・	あらゆる都市空間における緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化計画書制度における緑の創出(屋上等緑化): 約209ha(2001年度~2016年度累計) ・ 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」: 6件(2018年4月末) ・ 対策実施済みの保全地域: 16地域(2017年度末) ・ 捕獲頭数: アライグマ・ハクビシン1,335頭(2016年度)、キョン3,541頭(2017年度) ・ 自然体験活動参加者数: 延べ12,416人(2017年度末) ・ 東京の自然公園が目指す姿として「東京の自然公園ビジョン」を策定(2017年5月) ・ 小笠原諸島における外来種対策・植生回復(ノヤギ、外来植物駆除等) ・ 生物多様性についての理解度: 24.6%(2014年 都民生活に関する世論調査)
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する 	
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保全地域において希少種対策を強化する(2024年度に全地域) 	
		希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る 	
	環境整備と裾野の拡大 生物多様性の保全を支える	多様な主体の参画による自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保全地域等での自然体験活動参加者数 延べ3万3千人(2024年度) 延べ5万人(2030年度) 	
		自然環境の保護と適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する ▶ 世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける 	
		環境学習や普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境学習や体験活動の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する 	
		水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海域のCODの環境基準100%達成 ▶ 河川のBODの環境基準100%継続(いずれも2020年度) 	
確保 良質な水環境の向上	水環境の向上	水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方策を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準の達成状況(2016年度): 海域のCOD 25%(1海域/4海域中)、 河川のBOD 100%(56水域/56水域中) ・ 地盤沈下は沈静化しつつあり、地下水位は全体として回復傾向にあるが、過剰な揚水により再び沈下が進行する可能性がある

第1章 都における自然環境の保全・利用 の現状

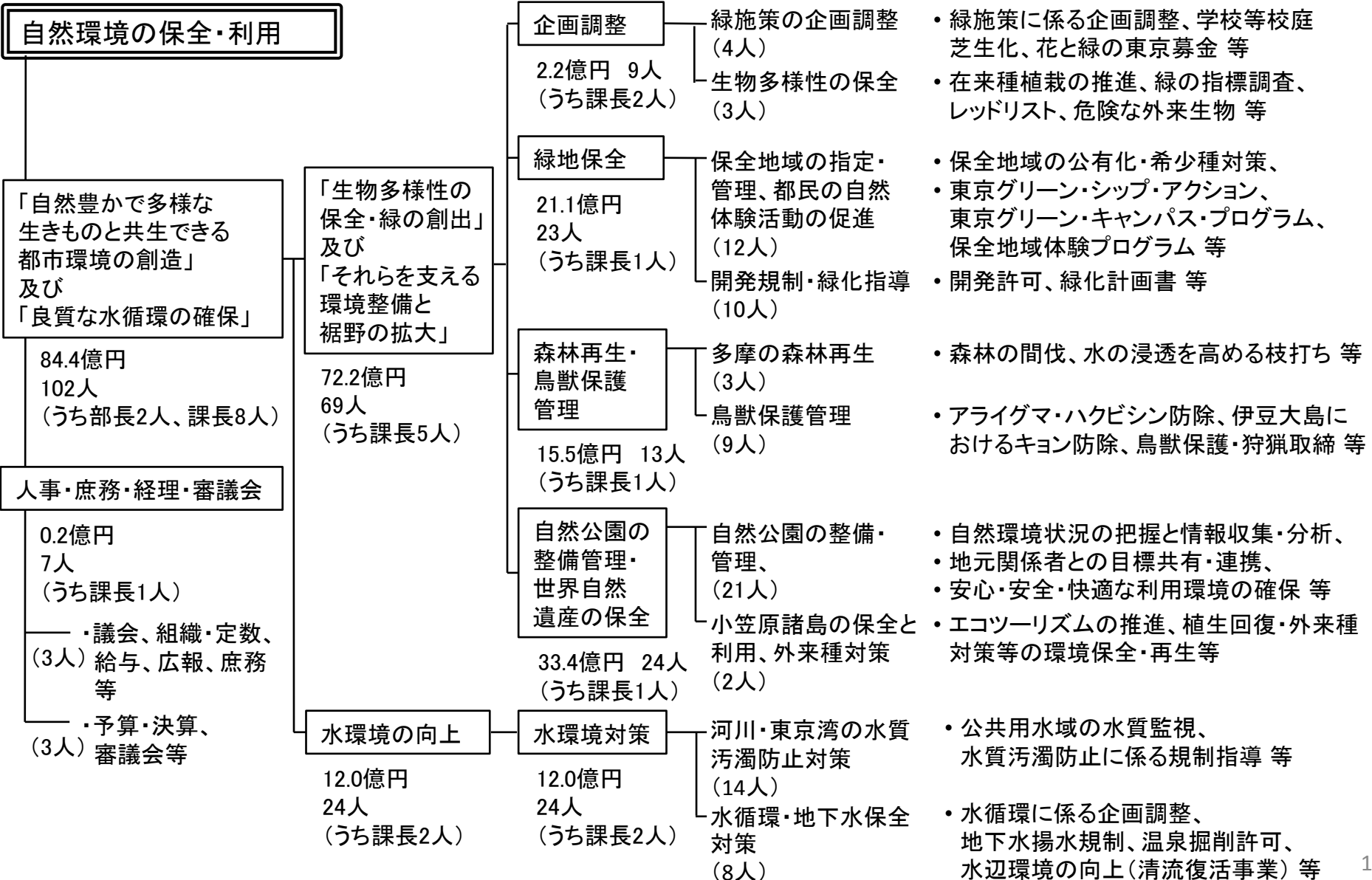
3 実施体制等

- 「自然環境の保全・利用」に関する事業は、主に次のような法律、条例に基づいて実施している。

施策	分野	項目	関係法令	
			法律	条例
「生物多様性の保全・緑の創出」及び「それらを支える環境整備と裾野の拡大」	企画調整	緑施策の企画調整	生物多様性基本法、外来生物法、種の保存法	自然保護条例、花と緑の東京募金基金条例
		生物多様性の保全		
	緑地保全	保全地域の指定・管理、都民の自然体験活動の促進	森林法、自然環境保全法	自然保護条例、東京都都民の森条例
		開発規制・緑化指導		
	森林再生・鳥獣保護管理	多摩の森林再生	—	自然保護条例
		鳥獣保護管理	鳥獣保護管理法 外来生物法	
自然公園の整備管理・世界自然遺産の保全	自然公園の整備・管理	自然公園法、首都圏近郊緑地保全法	自然保護条例、東京都自然公園条例	
	小笠原諸島の保全と利用、外来種対策			
水環境の向上	水環境対策	河川・東京湾の水質汚濁防止対策	水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水循環基本法、温泉法	環境確保条例、自然保護条例
		水循環・地下水保全対策		

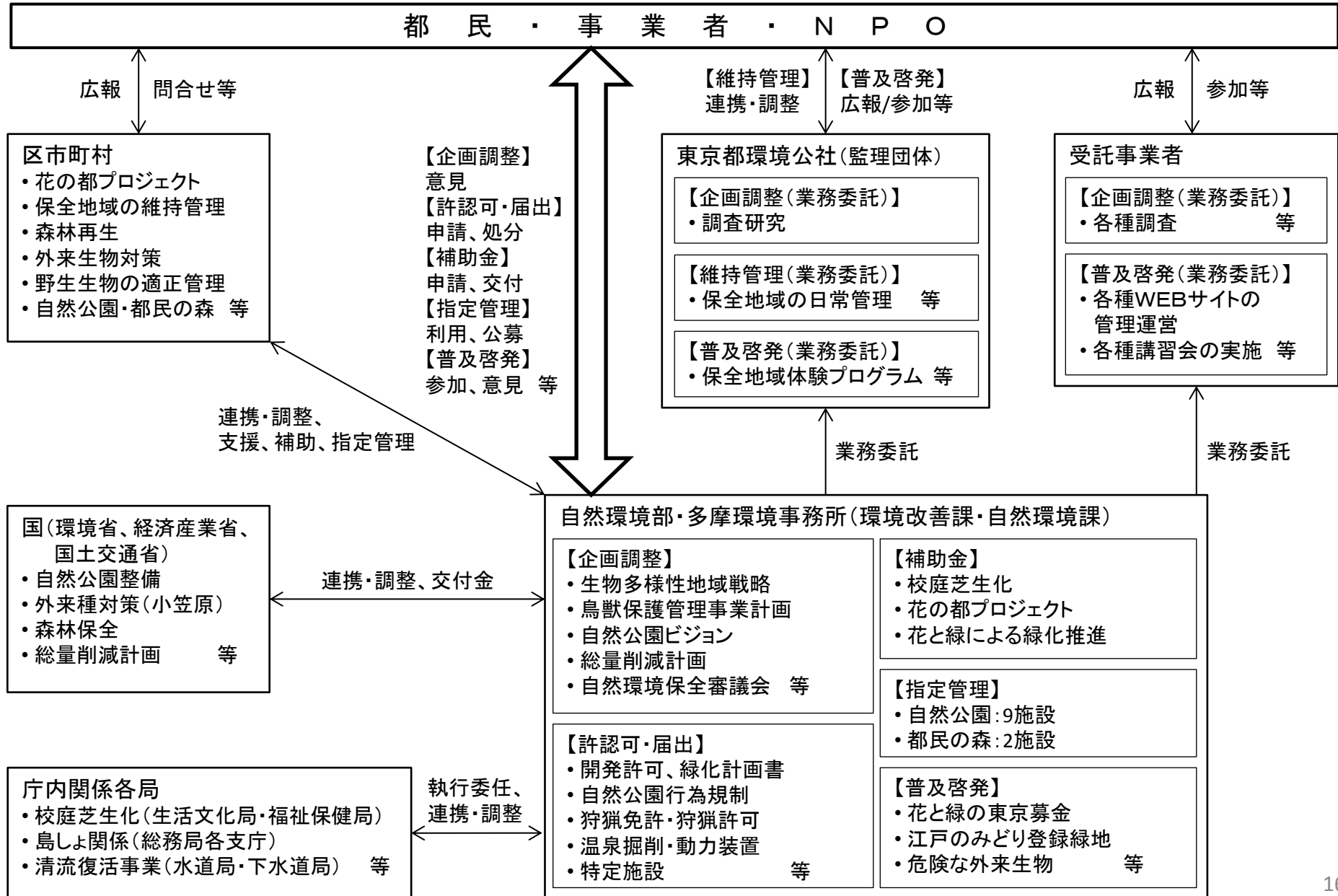
施策体系・予算・人員

- 「自然環境の保全・利用」は、2つの政策に大別され、さらに5つの分野に分類される。各施策を実施するにあたり、予算・人員を次のように配分している。



実施体制

● 多様な関係機関と連携・調整し、各種事業を実施している。



予算の推移

- 過去5年における各施策の予算額は次のとおり。

(単位:万円)

政策	施策	項目	2014	2015	2016	2017	2018	備考
都市環境の継承	自然豊かな生きものと共生できる	あらゆる都市空間における緑の創出	30,262	19,671	18,901	18,762	12,143	
		生物多様性の保全・緑の創出	7,379	14,526	1,525	1,184	5,538	
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	253,465	277,024	249,129	267,820	282,362	保全地域の公有化、枝打ち等
		希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	27,506	30,624	44,540	60,809	88,960	
	生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	多様な主体の参画による自然環境の保全	756	9,963	10,086	12,518	10,160	
		自然環境の保護と適正利用の推進	320,127	306,946	306,467	325,590	315,140	自然公園の整備・管理等
		環境学習や普及啓発の推進	6,667	7,058	6,714	7,951	8,585	
境の良質な水環境の確保	水環境の向上	水質汚濁対策	17,484	19,834	21,503	19,703	20,386	
		水循環の再生と水辺環境の向上	85,798	76,873	80,778	87,233	99,230	水辺環境の向上(清流復活事業)等
人事・庶務・経理・審議会			2,479	3,694	1,982	1,848	1,811	
合計			751,923	766,213	741,625	803,418	844,315	

事業の委託化

- 2018年度予算のうち、都が直接執行している事業、民間に業務委託(指定管理を含む)を行っている事業、監理団体に業務委託を行っている事業の内訳や金額は次のとおり。(単位:万円)

政策	施策	項目	事業費	直接執行		民間委託		監理団体委託	
				主な事業内容	金額	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	生物多様性の保全・緑の創出	あらゆる都市空間における緑の創出	12,143	緑化指導・学校等校庭芝生化	12,143				
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	5,538			在来種植栽の推進	5,538		
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	282,362	保全地域の公有化	146,884	保全地域における希少種対策・枝打ち	135,478		
		希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	88,960			伊豆大島におけるキョン防除	88,960		
	生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	多様な主体の参画による自然環境の保全	10,160					保全地域体験プログラム	10,160
		自然環境の保護と適正利用の推進	315,140	自然保護指導員(レンジャー)	10,433	自然公園の整備・管理	304,707		
		環境学習や普及啓発の推進	8,585	民間連携による環境学習	8,585				
境の良質な水環境の確保	水環境の向上	水質汚濁対策	20,386			総量規制等の着実な実施	20,386		
		水循環の再生と水辺環境の向上	99,230			水辺環境の向上(清流復活事業)	99,230		
人事・庶務・経理・審議会			1,811	審議会の運営	1,811				
合計			844,315		179,856		654,299		10,160

第2章 都の取組の点検・評価

第2章の概要 都の取組の体系

- 生物多様性保全の取組を加速させるための「生物多様性に配慮した緑化」や生態系などに大きな影響を及ぼす「外来種等の防除」、利用者の増加や利用形態の多様化を踏まえた「自然公園利用環境の整備等」を中心に環境基本計画に基づく以下の体系により、都の取組を点検・評価

政策	施策	項目	実施事業
自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	緑の創出 生物多様性の保全・	あらゆる都市空間における緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化計画書制度における緑の創出、学校等校庭芝生化 等 ・ 花の都プロジェクト、花と緑による緑化推進
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性地域戦略の策定、多様な主体の参画によるエコロジカル・ネットワーク構築の推進(在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」) 等
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全地域の公有化・希少種対策、開発許可 等 ・ 多摩の森林再生(森林の間伐、水の浸透を高める枝打ち) 等
	環境整備と裾野の拡大 生物多様性の保全を支える	希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ レッドリスト、危険な外来生物 等 ・ アライグマ・ハクビシン防除、伊豆大島におけるキョン防除、鳥獣保護・狩猟取締 等
		多様な主体の参画による自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京グリーン・シップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、保全地域体験プログラム 等
		自然環境の保護と適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の状況の把握と情報収集・分析、植生回復・外来種対策等の環境保全・再生(自然保護指導員) 等 ・ 地元関係者との目標共有・連携、人と自然の繋がりの再生(エコツーリズムの推進) 等 ・ 安心・安全・快適な利用環境の確保(自然公園の整備・管理)、東京の豊かな自然の魅力や価値の発信、民間事業者やボランティア等多様な主体との連携 等
確保 良質な水環境の	水環境の向上	水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制等の着実な実施(公共用水域の水質監視、水質汚濁防止に係る規制指導) 等
		水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水揚水規制、温泉掘削許可、水辺環境の向上(清流復活事業) 等

第2章の概要 点検・評価

- 都の取組の点検・評価の結果、以下のとおり、課題を取りまとめた。

政策	施策	これまでの実績と評価	今後の課題
<p>自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</p>	<p>生物多様性の保全・緑の創出</p> <p>生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度や緑化計画書制度等による緑の保全・創出、緑の東京10年プロジェクト等により着実に実施。2013年の都全域のみどり率は50.5%で、2008年からほぼ横ばい。 <u>生態系に配慮した緑化を推進する「江戸のみどり登録緑地」制度を2017年5月に開始したが、東京における緑の質の取組はまだ始まったばかりであり、今後一層の推進が必要。</u> 1974年から運用する保全地域制度で、これまで50箇所(約758ha)を指定し、2017年度までに16箇所の保全地域で希少種対策を実施してきた。また、多摩の森林再生について、2017年度までに間伐9,310ha、枝打ち1,907haを実施してきた。 <u>2013年度にアライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村と連携して対策を実施。アライグマ・ハクビシン1,335頭(2016年度)を捕獲しているものの、生息域は拡大傾向。伊豆大島のキョンについては、年間推定増加数に相当する3,541頭(2017年度)を捕獲したため、推定生息数は横ばいになった。根絶に向けては、更なる対策強化が必要。</u> 企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全活動に加え、都民が参加しやすい保全体験プログラムを提供してきた。保全地域等での自然体験活動参加者数は、2017年度末で延べ12,416人に上り、目標達成に向け、着実に実施している。 <u>自然公園では、登山客が増加し、トレイルランニングなどその利用形態が多様化している。こうした中、2017年5月に「東京の自然公園ビジョン」を策定し、東京の自然公園が目指す姿を打ち出したところ。今後、本ビジョンに基づき、自然公園の豊かな自然環境の保全と利用とのバランスを図った取組を推進していく必要がある。</u> 環境学習や普及啓発に関しては、各施設でのパネル展示や民間との連携、レッドデータブックなどウェブを通じた普及啓発など、様々な場面で自然の大切さや生物多様性保全への都民の理解を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体との連携による生態系に配慮した緑化(緑の質の向上)の取組の更なる推進が必要である。 生態系などに大きな影響を及ぼすアライグマ・ハクビシン及びキョンの防除に向けた一層の取組を進める必要がある。 利用者層や利用形態の多様化に対応した利用環境の整備や、地元や民間事業者など多様な主体と連携した取組を進める必要がある。 <p>※「これまでの実績と評価」の太字下線部分について検討していく</p>
<p>確保 良質な水環境の</p>	<p>水環境の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域に排出する事業場への規制・指導を着実に実行しており、東京湾のCODは環境基準の達成が4水域中1水域に留まるものの、河川のBODは全56水域で環境基準を達成している。 法令に基づき、揚水規制を行いながら、地下水の実態を様々な角度から検証している。また、水量が著しく減少した都市河川や水路に下水の高度処理水を導水し、水辺環境の維持、回復に努めている。 	

第2章 都の取組の点検・評価

1 エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

「緑の量」の確保

- 緑の東京10年プロジェクト (2007～2016年)
 - ・海の森の整備
 - ・街路樹を100万本に倍増
 - ・新たに1000haの緑の創出
 - ・緑のムーブメントの展開

【みどり率の推移】

2003年 52.4%
2008年 50.7%
2013年 50.5%

⇒ ほぼ横ばい
(長期的には減少傾向)

➡ 緑の量の確保に向けた取組は引き続き実施

【生物多様性保全に向けた国内外の動き】

- 1992年 生物多様性条約署名(地球サミット)
- 1993年 生物多様性条約発効
- 2008年 生物多様性基本法の成立
- 2010年 第10回締約国会議(COP10:愛知)
⇒ 生物多様性戦略計画2011-2020(愛知目標)
 - ・長期目標(2050年):「自然と共生する世界」
 - ・短期目標(2020年):「効率的かつ緊急な行動」
- 2020年 第15回締約国会議(COP15:中国)
⇒ 愛知目標が改定される見込み

「緑の質」の向上

2012年5月 「緑施策の新展開」策定

- ・都は、COP10を受けて、「人と自然が共生する都市東京」を将来像に掲げた生物多様性地域戦略「緑施策の新展開」を策定

➡ 「緑の量」を確保する取組とともに、生物多様性の保全など「緑の質」の向上にも重点

2016年3月 「東京都環境基本計画」策定

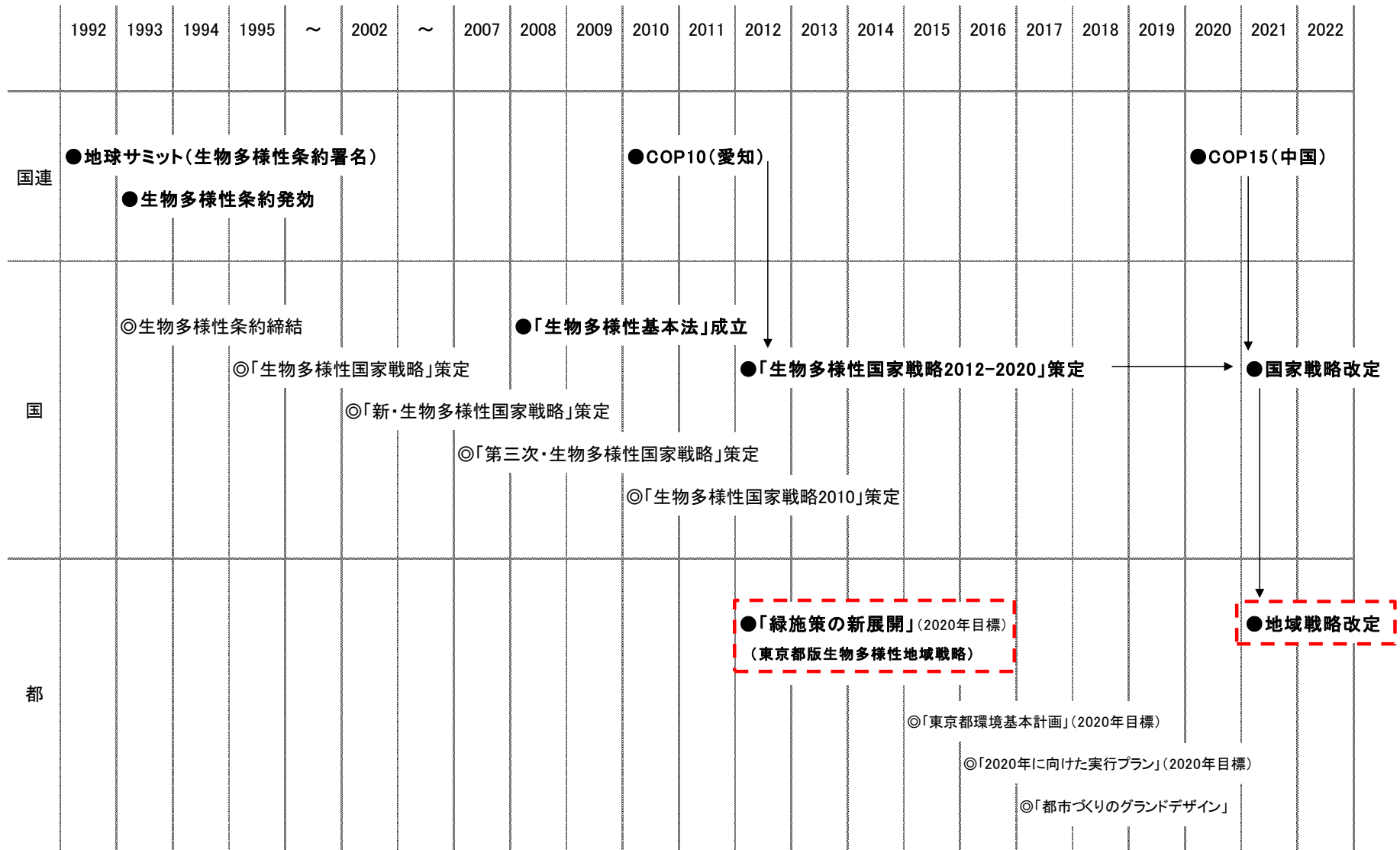
- ・環境政策の方向性を、「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」とし、「生物多様性の保全」を基軸に

2021年頃

- ・COP15で提示される新たな目標又はその後策定が予定されている国家戦略を踏まえて、東京都の生物多様性地域戦略を改定

本検討では、今後の国際的な動向や都の地域戦略の改定を見据え、「自然と共生する都市環境」の実現に向けて事業の分析を行う

「生物多様性地域戦略」改定スケジュール

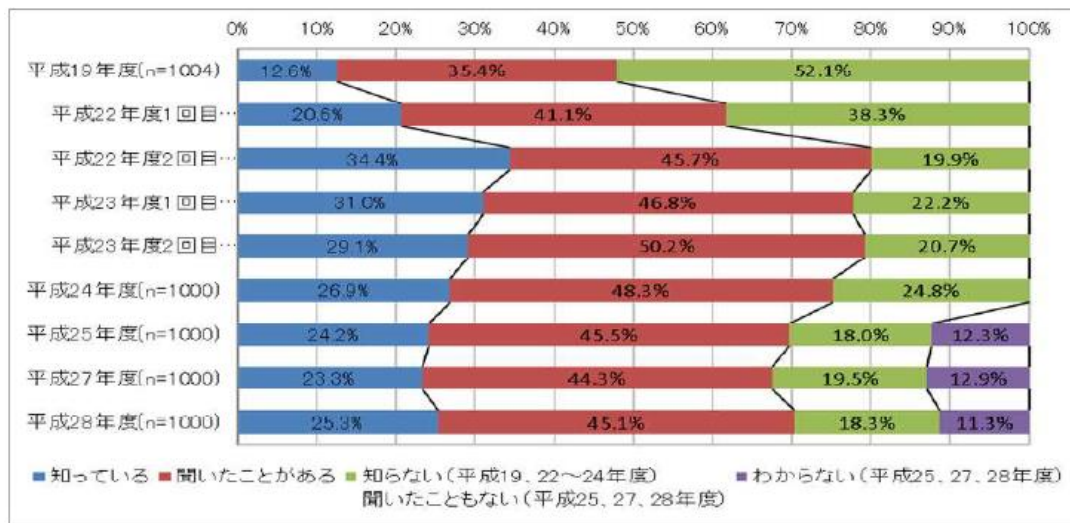


2020年を目標年次としている現行の都の生物多様性地域戦略を、国際的な動向や国の動向を踏まえて改定

全国*における「生物多様性」の認知度

COP10 開催(平成22[2010]年度2回目)以降、「生物多様性」の認知度は低下傾向にあったが、平成27[2015]年度から平成28[2016]年度にかけて認知度は微増している。

平成28[2016]年度では、「聞いたことがある」を含めて約70%が認知している。



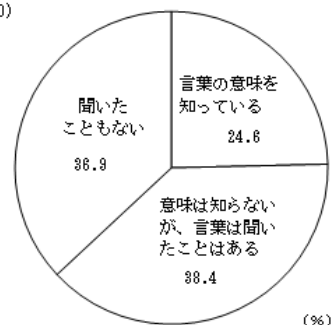
*全国・20歳以上の男女(無作為抽出)

資料: 環境省「平成28年度生物多様性認知度等調査(インターネット調査)の結果」

東京*における「生物多様性」の認知度

「生物多様性」に対する都民の認知度は、「聞いたことはある」を含めて平成26(2014)年度時点で63%となっている。なお、「言葉の意味を知っている」と回答した割合は、4分の1にとどまっている。

(n=1,850)



*東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

資料: 都民生活に関する世論調査(2014年8月 東京都生活文化局)

「生物多様性」について「知っている」人の割合が、全国・東京ともに25%に止まっており、生物多様性に対する都民の認知度の向上が必要

「江戸のみどり登録緑地」

- 東京に昔から生育している植物を植えたり、生きものの生息に適した環境づくりに取り組む民間緑地を登録

【登録緑地の例】



三井住友海上駿河台ビル
及び駿河台新館



ビオガーデン
「フジクラ 木場千年の森」



アークヒルズ 仙石山森タワー

【駿河台ビルの取組例】

- 野鳥が食べる、実をつける樹木を植栽
- 野鳥の水浴び場所となる、バードバスを設置



- 皇居と上野公園を結ぶ、新たなエコロジカル・ネットワークを形成

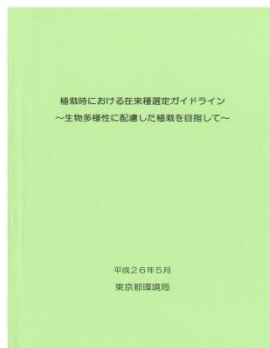


野鳥のエコロジカル・ネットワーク

生態系に配慮した緑化を東京全域で展開するため、東京に昔から生育している植物(在来種)を活かした植栽の考え方や、具体的な設計・管理のノウハウに関する普及啓発を実施

○植栽時における在来種選定ガイドライン (2014年5月)

- ・生態系に配慮する観点から、植栽地の環境に適した在来種の構成をもとに植栽樹種を選定する考え方を整理



○生物多様性の回復に向けた緑化推進フォーラム(2017年3月)

- ・基調講演「生きものと共生する都市づくり」
- ・パネルディスカッション「生物多様性の回復に向けた緑化を広めるために」
- ・参加者 約230名

○生態系に配慮した緑化のための講習会 (2017年度～)

- ・設計者、緑地管理者、ゼネコン、行政など
- ・2017年度 4回開催(1/29、2/2、2/8、2/14)
- 参加者 約250名



○民間団体との連携

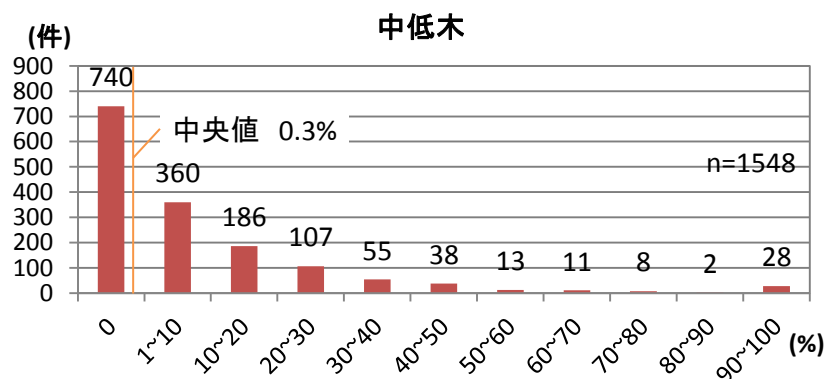
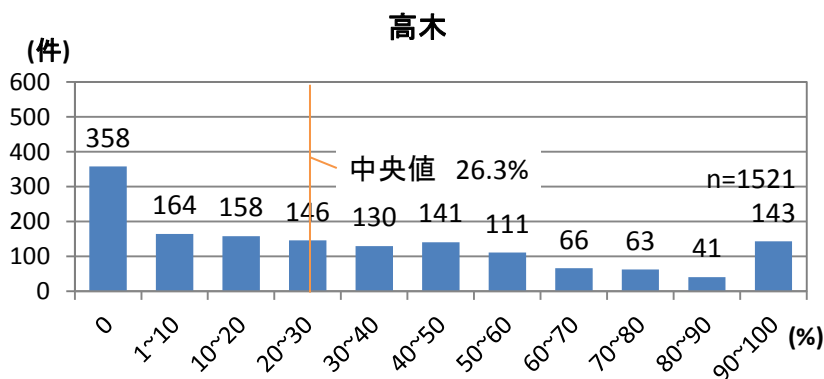
- ・緑地の評価を実践する民間組織の講習会でPR
出席者 計4回、約120名
- ・緑地の設計や維持管理に関する業界団体と意見交換を実施

在来種植栽の現状

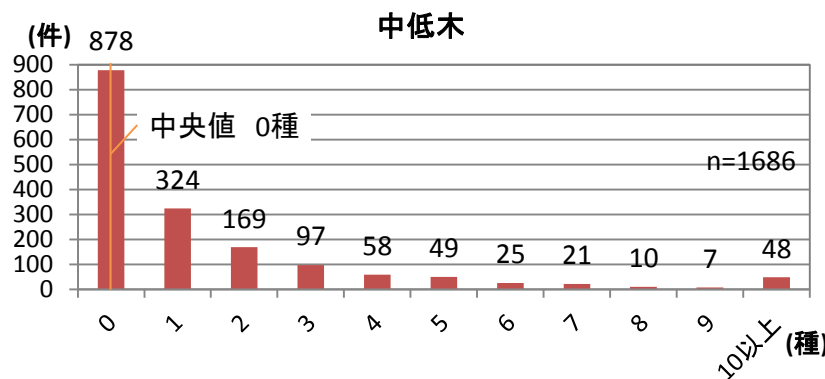
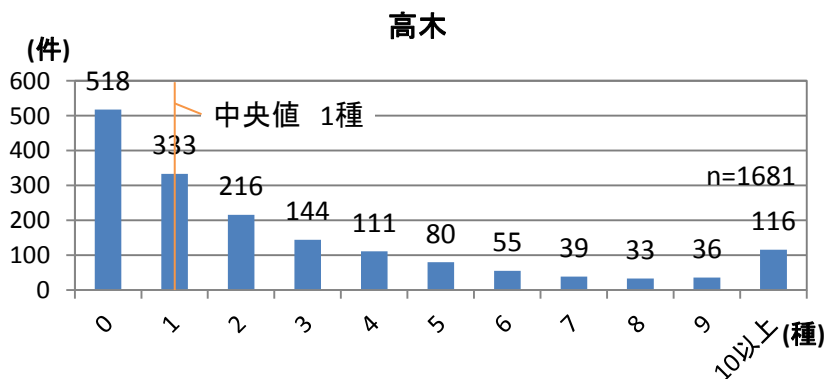
- 従来、緑化においては在来種よりも園芸品種や外来種が多く使われている

＜建築物等の敷地内の緑地における在来種の利用状況＞

【面積割合】



【種数】



(自然保護条例に基づく緑化完了届(平成23年度～平成25年度)より集計)

建物敷地内の緑地における在来種植栽(高木)の中央値は、面積割合で26%、種数はわずか1種に止まっており、生きものの生息・生育に適した豊かな植生とは言えない状況にあり在来種植栽の普及が必要

在来種植栽の管理コスト

- 生態系に配慮した緑化について、植栽タイプや管理手法の違いによる管理コストの比較を行った

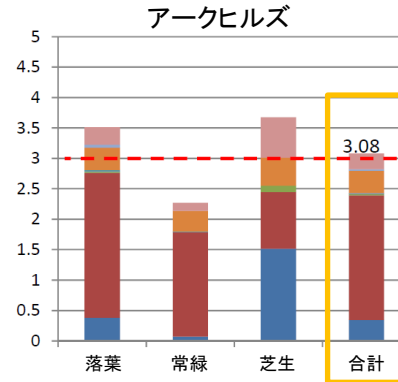
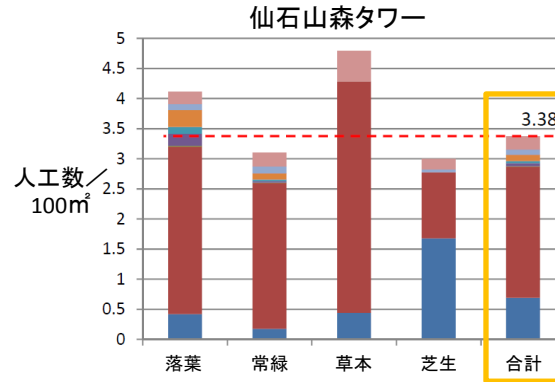
【植栽タイプによる比較】

在来種中心の植栽(仙石山森タワー 自然風)と、栽培品種や外来種中心の植栽(アークヒルズ 庭園風)において、**全体としての管理コストに大きな差は見られない**

＜管理作業人工数の比較(4月～翌年2月の合計)＞



仙石山森タワー

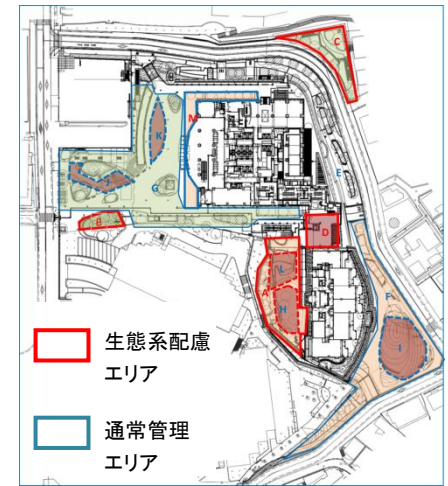
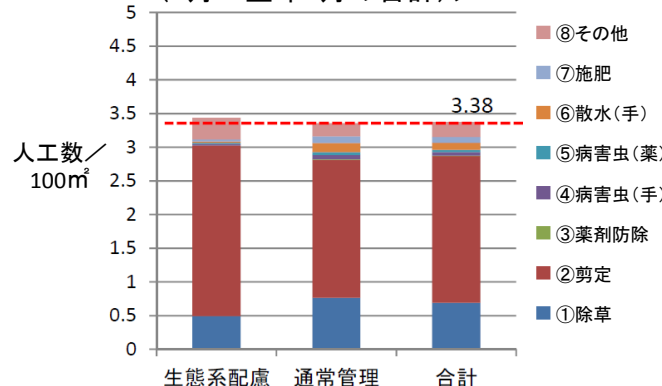


アークヒルズ

【管理手法による比較】

仙石山森タワー内で、生態系に配慮した管理*1と通常の管理*2を行った場合において、**管理コストにほとんど差は見られない**

＜エリア別の管理作業人工数の比較(4月～翌年2月の合計)＞



- *1: 生態系配慮の観点から、化学薬品の使用を控え、緑の状況に応じた管理を実施
- *2: 利用者や近隣住民への配慮、景観向上の観点から、従来のビルと同様の管理を実施

出典: 在来種植栽の設計・管理のポイント

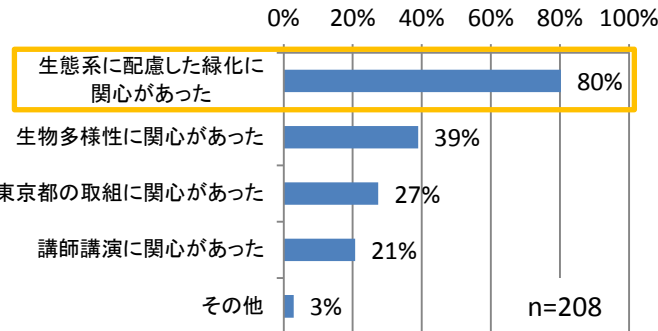
在来種中心の植栽や生態系に配慮した管理を実施した事例において、管理コストに大きな影響は見られなかった

「生態系に配慮した緑化のための講習会」アンケート結果

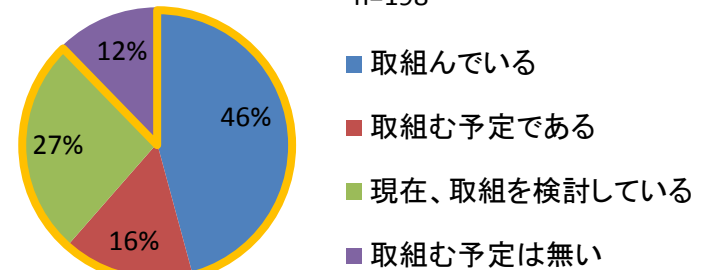
- 2017年度 4回開催（2018年1月～2月）
- 参加者：設計者、緑地管理者、ゼネコン、行政など 約250名

「生態系に配慮した緑化」に関心がある参加者が多かった

＜参加した目的について、教えてください（複数回答可）＞



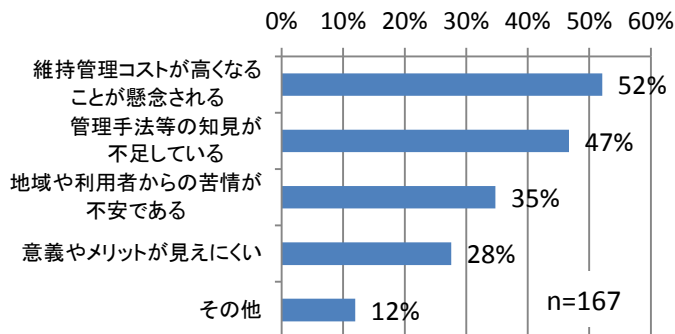
＜「生態系に配慮した緑化」の取組状況を教えてください＞



関心が高いにもかかわらず・・・

具体的な管理手法等、現場の知見やコスト、メリット等の情報が不足していると感じている

＜「生態系に配慮した緑化」に取組むにあたり具体的な課題があれば教えてください（複数回答可）＞



＜講習会に関する要望・取り上げてほしいことなど（自由意見）＞

- ・具体的な管理手法、取組事例、工夫例（成功例、失敗例など）
- ・現場見学の実施
- ・生態系に配慮した緑化の取組とコストとのバランスや従来の管理手法とのコスト面での比較
- ・生態系に配慮した緑化に取り組むことで得られる効果をビル事業者などに説明できるデータ（取り組む側のメリットがわかる事業者のコメントなど）

生態系に配慮した緑化に関心がある、または取り組んでいる事業者等の52%が維持管理のコストに不安を持ち、47%が管理手法の情報が不足していると感じており、緑化の手法やコストとのバランスなど一層の情報提供が必要

「緑施策の新展開」を策定し緑の量を確保する取組に加え、緑の質を高める取組を推進してきた。

現状の都の取組

評価・課題

1 生物多様性の認知度向上

(1)「緑施策の新展開」の策定(2012年5月)

「緑の量」を確保する取組とともに、生物多様性の保全など「緑の質」の向上にも重点

(2)生物多様性の認知度向上に関連する取組として、次のような様々な機会を捉えて普及啓発を実施

- ・ホームページ等による普及啓発
- ・民間との連携による環境学習の推進
- ・「花と緑の東京募金」を通じた自然環境保全の気運醸成
- ・自然体験プログラム等を通じた学びの機会の提供 等

1 生物多様性の認知度向上

- ・これまでの都の取組では、様々な事業の中で生物多様性に関連する普及啓発は実施してきたが、生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施
- ・生物多様性の認知度向上には、生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠

2 生態系に配慮した緑化の推進

(1)生態系に配慮した緑地の拡大

- ・在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」の創設
- ・区市町村を対象とした在来種植栽の推進等に係る補助事業
- ・「生態系に配慮した緑化 評価ツール(試行版)」の開発

2 生態系に配慮した緑化の推進

- ・生態系に配慮した緑化の普及啓発は2017年度に着手したばかりであり、緑化の意義や効果の理解は進んでいない。
- ・生態系に配慮した緑地の整備や維持管理に関する知識やノウハウを備えた人材の育成が必要
- ・生態系に配慮した緑地の拡大には、民間企業や業界団体との更なる連携が不可欠

(2)人材育成・普及啓発

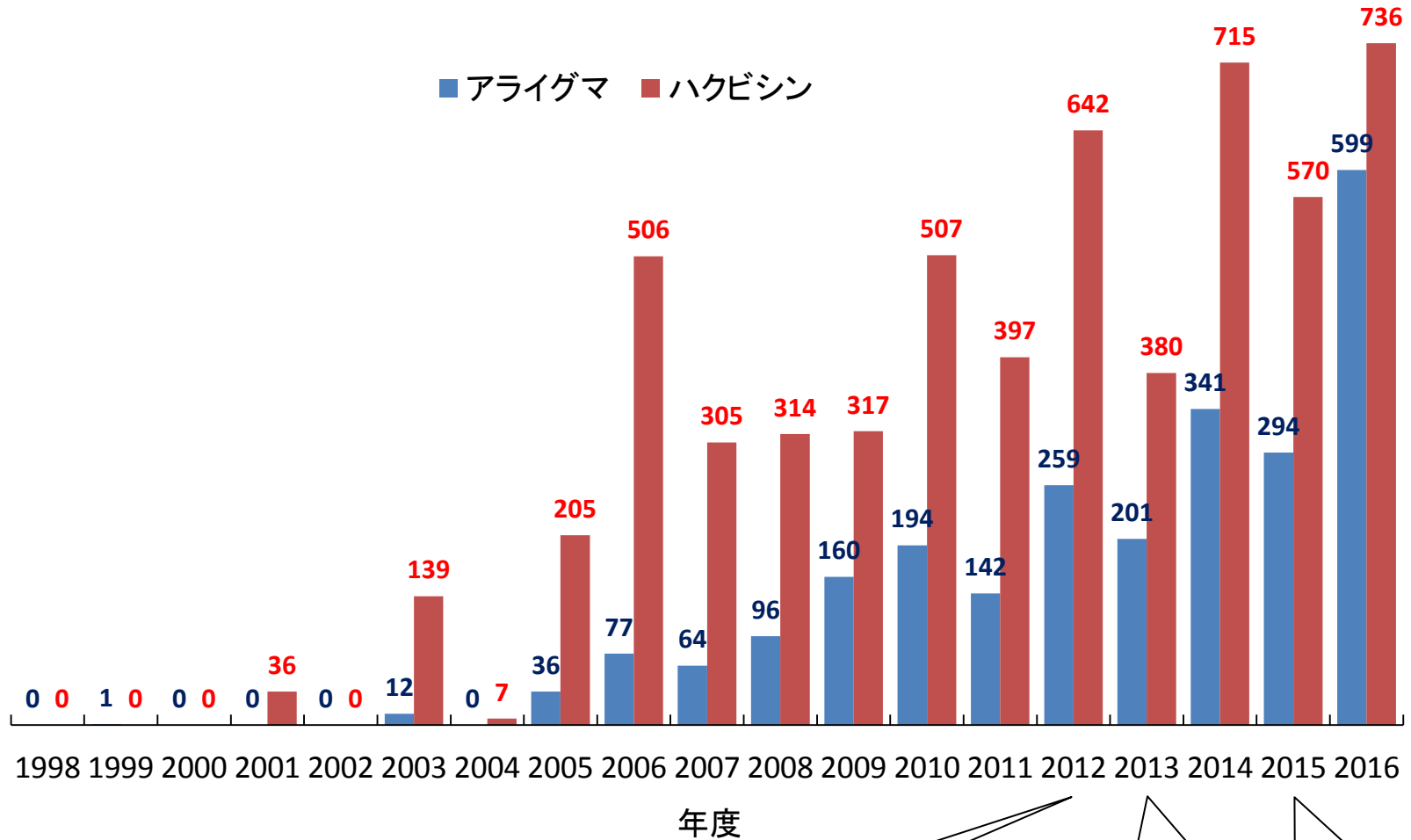
- ・「生態系に配慮した緑化のための講習会」の実施
- ・緑化の評価を実践する民間組織との連携

第2章 都の取組の点検・評価

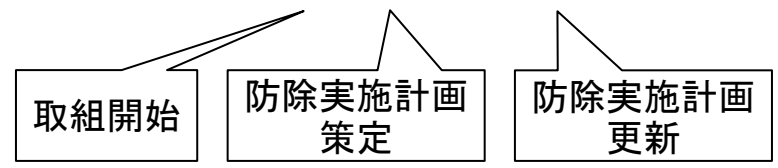
2 希少種の保全・外来種対策 及び野生生物の適正管理

アライグマ・ハクビシン防除： 都内における捕獲数の推移(頭)※

- アライグマ・ハクビシンの捕獲数は右肩上がりに増加している。



※ 2016年度の捕獲頭数については暫定値
出典:東京都環境局自然環境部計画課作成



アライグマ・ハクビシン防除：実施体制

【東京都】

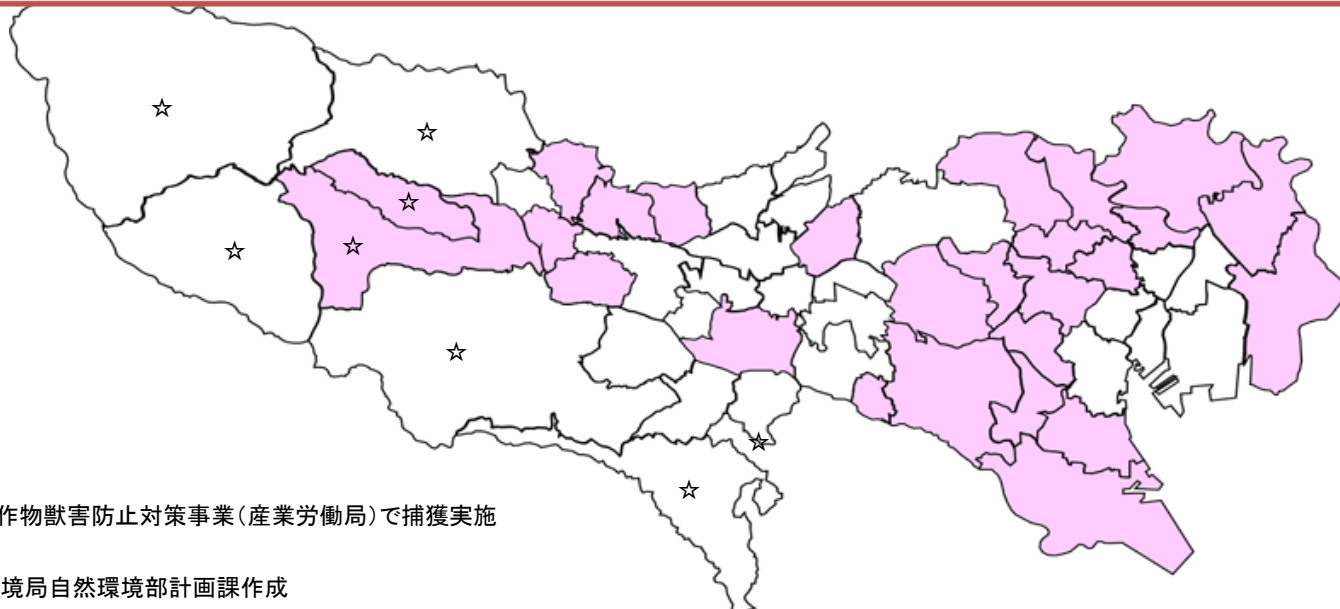
- 2013年12月、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定
- 区市町村への技術的助言、事業費に対する補助等を実施

連携して対策を実施

【区市町村】

- 外来種防除対策を実施
- 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づく捕獲実施自治体：26区市町村(2017年度末)

新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・足立区・葛飾区・江戸川区・府中市・昭島市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町



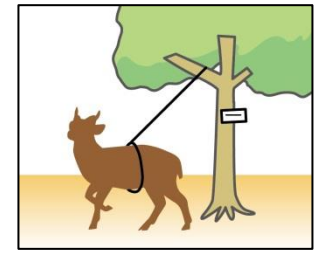
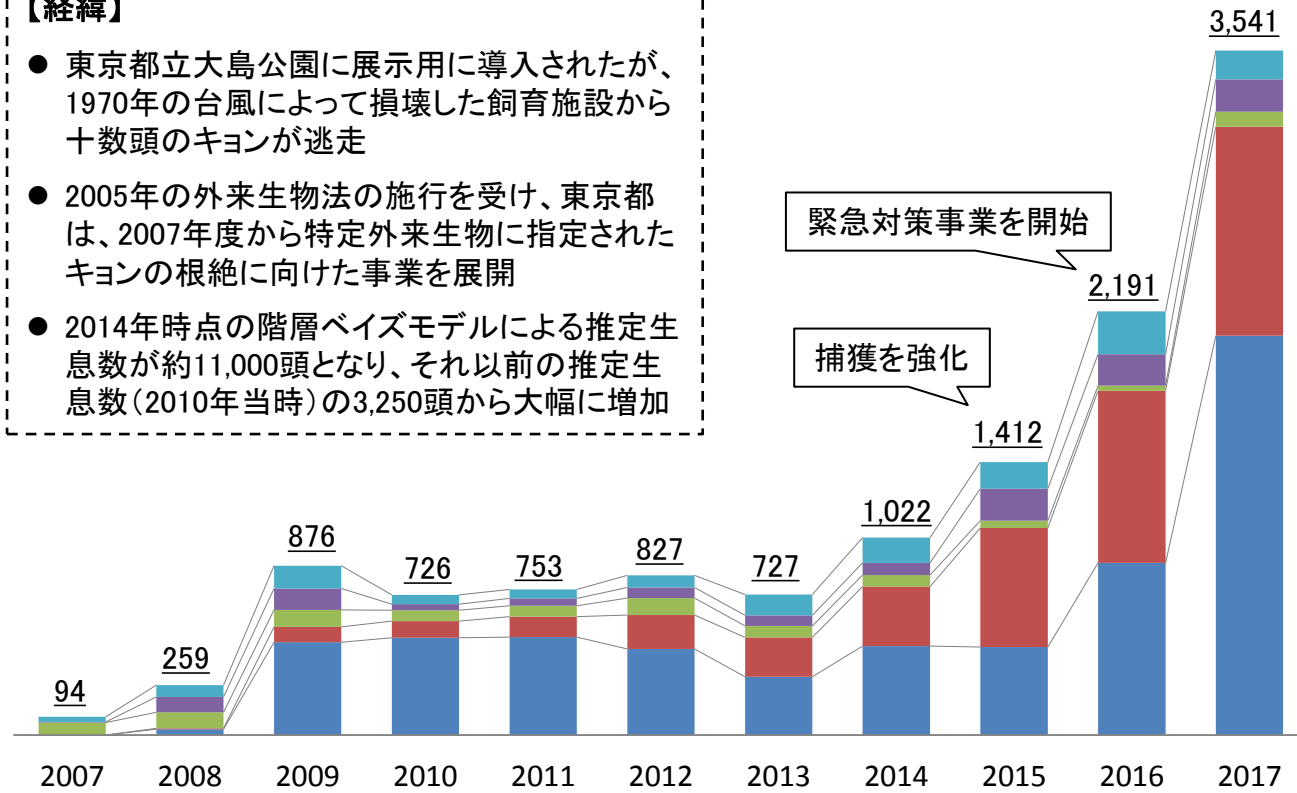
- 防除実施計画に基づく捕獲実施自治体は26区市町村に増加しているが、捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要
- なお、未実施自治体においては、担当部署がない、対策の必要性を感じない、人員や経費不足等が取り組まない理由であると推測

伊豆大島におけるキョン防除： 捕獲数の推移(単位:頭)

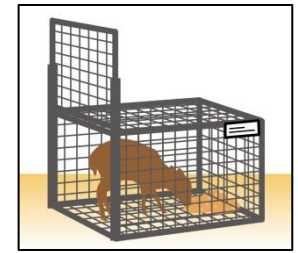
- 2015年度から捕獲を強化、2016年度から緊急対策事業(島外ハンターの導入など)を実施し、捕獲数が急増
- 2017年度には、過去最大の3,541頭を捕獲

【経緯】

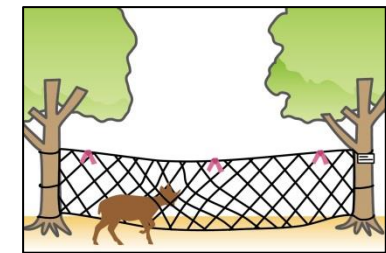
- 東京都立大島公園に展示用に導入されたが、1970年の台風によって損壊した飼育施設から十数頭のキョンが逃走
- 2005年の外来生物法の施行を受け、東京都は、2007年度から特定外来生物に指定されたキョンの根絶に向けた事業を展開
- 2014年時点の階層ベイズモデルによる推定生息数が約11,000頭となり、それ以前の推定生息数(2010年当時)の3,250頭から大幅に増加



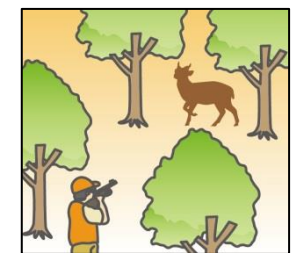
くくりワナ



箱ワナ



張り網



銃器

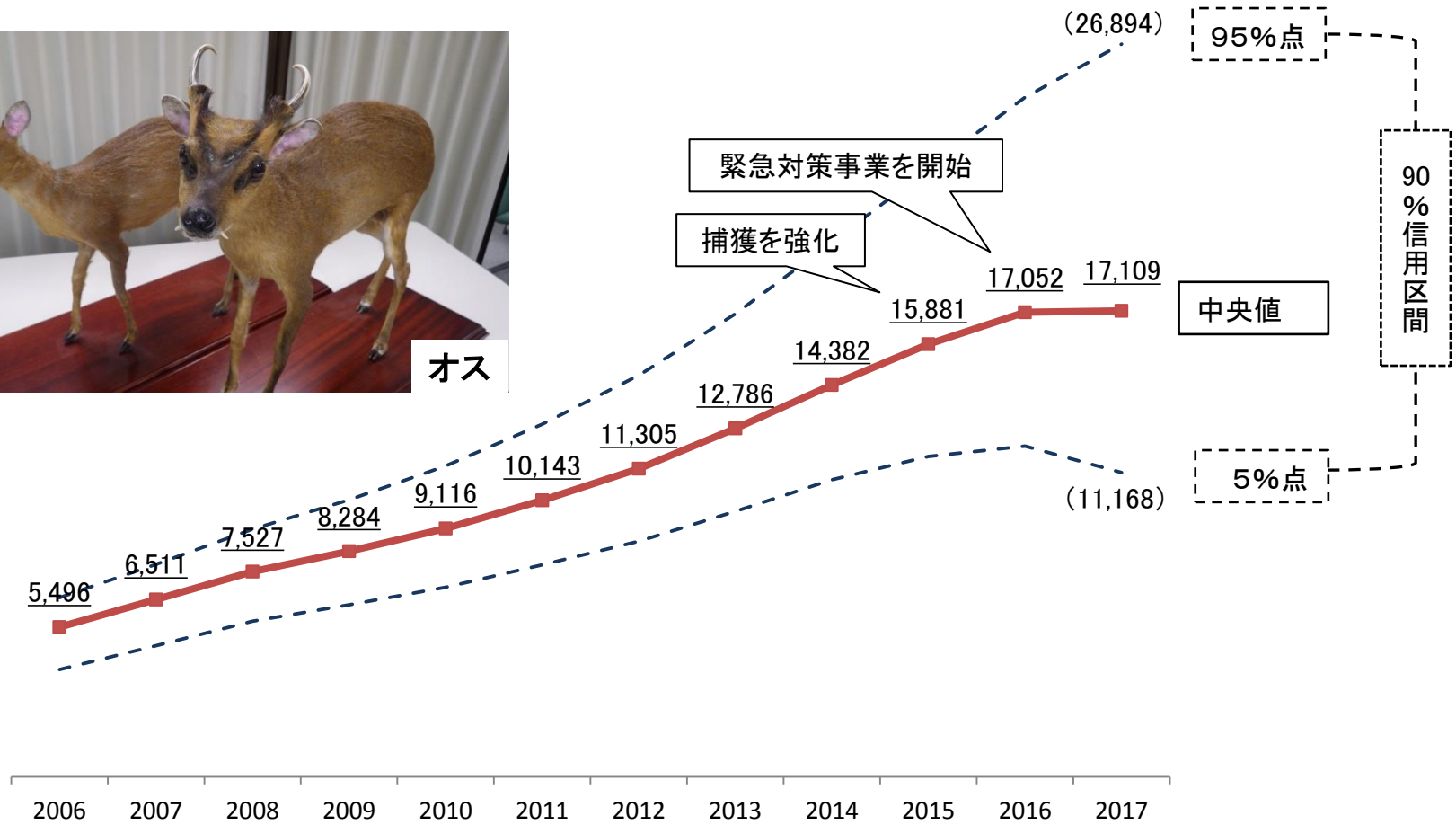
その他
くくりワナ
箱ワナ

張り網

銃器

出典:東京都環境局自然環境部計画課作成

伊豆大島におけるキョン防除： 階層バイズモデルによるキョンの生息数推定(単位:頭)



出典: 東京都環境局自然環境部計画課作成

- 年間推定増加数(中央値)相当の3,541頭を捕獲したため、増加に歯止めがかかり推定生息数は横ばいになった
- 根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、土地利用や地形に応じた捕獲手法を検証し、捕獲対策に反映

点検・評価(外来種対策)

区市町村に対して、アライグマ・ハクビシンに係る情報連絡会等による技術的支援や事業費に対する補助等を実施するとともに、伊豆大島において、地域の状況に応じたキョンの防除対策を実施している。

現状の都の取組

評価・課題

1 アライグマ・ハクビシン防除

(1) 技術的支援

① 情報連絡会(年2回)

・生態や被害対策等の最新情報について外部講師による講義形式で伝達

② 技術講習会(年2回)

・箱わなの取り扱い方法や法令等、対策に必要な技術的な情報を伝達

③ 担当者意見交換会(年1回)

・区市町村の担当者が一堂に会して、取組事例や実施する上での課題等の意見交換・共有化を図り、取組を推進

(2) 財政的支援

区市町村との連携による地域環境力活性化事業

・アライグマ・ハクビシンの捕獲、殺処分、普及啓発等に係る経費のうち、二分の一を補助し、取組を支援

2 伊豆大島におけるキヨン防除

(1) 高密度地域における捕獲

・生息が高密度な地域において、柵で囲ったなかで銃器等による捕獲を実施

(2) 開放地における捕獲

・オープンスペースにおいて、銃器、張り網、ワナによる捕獲を実施

(3) 市街地における捕獲

・銃器の使用ができない市街地において、ワナによる捕獲を実施

- ・(①②)区市町村担当者に対して、基礎的な知識や技術を習得してもらうことに寄与
- ・(③)区市町村担当者同士の横の連携を醸成
- ・(全体)対策を進めるために、区市町村の取組段階に応じた情報の収集・提供が必要

- ・対策を実施していない自治体に対して、補助事業の活用を働きかけ、取組を推進する必要

- ・過去最高となる3,541頭を捕獲し、キヨンの増加に歯止め
- ・銃器による捕獲が全体の6割
- ・市街地での捕獲効率が低い
- ・キヨンの根絶に向けて、ハンターをさらに増員するとともに、市街地での捕獲手法の改善が必要

第2章 都の取組の点検・評価

3 自然環境の保護と適正利用の推進

自然公園制度と都における状況

● 東京都の自然公園の概要

【制度】 <根拠法：自然公園法>

- ・自然の保護及び利用促進、生物多様性の確保が目的
- ・土地所有を原則とせず、民有地も含む区域を指定
- ・開発行為の規制等により、自然や風景地を保護

【概要】

- ・都内の代表的な風景地のほとんどを網羅
- ・都の総面積の約36%を指定（全国2位、79,882ha）
- ・年間約1,700万人が利用

【施設整備】

- ・都内の自然公園の主な施設※は、国立公園区域も含め、法定事業計画に基づき、都が施設を整備・維持管理
- ※登山道約334km（山頂標識や案内板等も含む）、トイレ126棟、休憩舎96棟、ビジターセンター8か所、キャンプ場12か所等

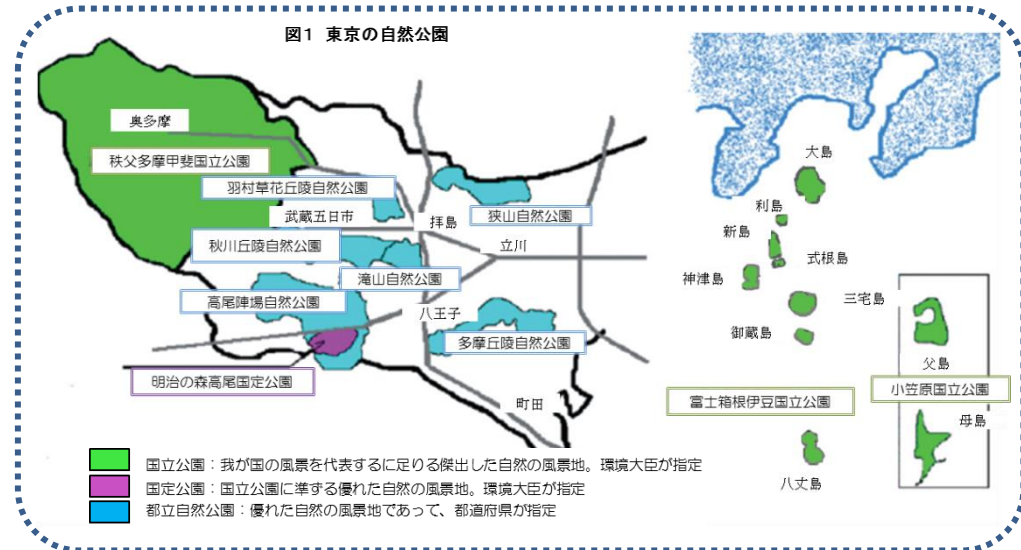
● 近年の状況と課題

【状況】

- ・高尾山（2007年にミシュランガイドで三つ星を獲得）や小笠原諸島（2011年6月に世界自然遺産登録）の知名度が著しく向上
- ・これまでのハイキングやキャンプ等の利用に加え、トレイルランニングなど、利用ニーズが多様化
- ・都心部に近く、手軽に自然に触れられる場所として、海外からの来訪者が増加

【課題】

- ・利用者層や利用形態の多様化に対応した環境整備
- ・外国人旅行者等の増加を念頭においた地域の観光資源との連携
- ・一部地域におけるオーバーユースによる環境負荷や希少種の盗掘
- ・小笠原におけるグリーンアノールなど、外来種の侵入・増加による生態系への影響や固有種の被害 等



新たな時代にふさわしい自然公園事業推進の道しるべとなる体系的・戦略的ビジョンを策定

新たな時代にふさわしい自然公園事業の推進

● 東京の自然公園ビジョン ～自然に生かされ、自然を活かし、自然公園とともに歩む未来～（2017年5月策定）

- 東京の自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外の多くの方々にその素晴らしさを体感していただけるよう、自然公園の目指す姿を明示

自然公園として大事にすべき特徴・価値

1. 多様性と連続性

2. 人の営みとの関係性

3. 都心部からの近接性

東京の自然公園が目指す姿

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

II 人と自然との関係をとれもつ自然公園

III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

今後の施策展開

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う
- 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う
- 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う
- 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る

II 人と自然との関係をとれもつ自然公園

- 自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す
- 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
- 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人々が訪れやすい観光資源として活用する
- 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える
- 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる
- 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

地元関係者との目標共有・連携： 自然公園の土地所有区分

- 自然公園は、都の土地所有を原則とせず、国有地や公有地だけでなく、民有地を含む区域を指定するもの。
- 東京の自然公園は、区域の約56%が私有地であり、自然環境の保全を図るには、土地所有者等の理解と協力が不可欠。

● 自然公園の土地所有区分(上段:面積(ha)、下段:割合(%))

区分	名称	土地所有区分※					備考
		国有地	公有地	私有地	調査未了	合計	
国立	秩父多摩甲斐	406 (1.2)	10,349 (29.3)	24,543 (69.5)	—	35,298 —	東京都のみ
	富士箱根伊豆	878 (3.2)	11,526 (41.9)	15,095 (54.9)	—	27,499 —	東京都のみ
	小笠原	5,404 (81.5)	291 (4.4)	934 (14.1)	—	6,629 —	
国定	明治の森高尾	452 (58.7)	70 (9.1)	248 (32.2)	—	770 —	
都立	滝山	439 (4.5)	801 (8.3)	4,043 (41.7)	4,403 (45.5)	9,686 —	
	高尾陣場						
	多摩丘陵						
	狭山						
	羽村草花丘陵						
	秋川丘陵						
全体		7,579 (9.5)	23,037 (28.8)	44,863 (56.2)	4,403 (5.5)	79,882 —	

出典：「東京の自然公園ビジョン」東京都環境局自然環境部 作成

近年の利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者と目標を共有し、理解と協力を得ながら取り組むことが必要

地元関係者との目標共有・連携： 高尾・陣場地区自然公園管理運営協議会

- 高尾・陣場地区自然公園管理運営協議会を設置(2017年11月)
- 地域ルールを協働で検討し、「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画 ～高尾・陣場ビジョン～」を策定(2018年8月)

高尾、陣場地域の関係者※と連携し、協働型の管理運営を推進

民間

薬王院

八王子市観光協会

公共交通機関

地元商店会

東京都森林組合

自然保護NPO等

NPO(自然環境保全)

保全活動ボランティア団体

行政

土地所有:林野庁

地元:八王子市

安全・安心:高尾警察

安全・安心:八王子消防

隣接:神奈川県

隣接:相模原市

事務局:東京都環境局
自然環境部・多摩環境事務所

対象エリア※



※ 次の2つの自然公園
赤線内: 明治の森高尾国立公園
青線内: 都立高尾・陣場自然公園

※ 協議内容に応じ、オブザーバーの参加を募る

指定50周年記念事業をはじめ、協議会メンバーの強みを活かしたイベントの開催、PRや各種ハード事業等について、情報共有・連携を図りながら推進することが必要

地元関係者との目標共有・連携： 御岳山・日の出山地区自然公園管理運営協議会

- 御岳山・日の出山地区自然公園管理運営協議会を設置(2018年7月)
- 当該地区が直面する課題や目指すべき方向性等を、「保護」と「利用」の両面の関係者が共有し、協働で取組を推進するための体制整備を図る

地域の関係者*と連携し、協働型の管理運営を推進

民間

武蔵御嶽神社

御岳山自治会

観光協会(御岳山、青梅市、日の出町)

公共交通機関

東京都森林組合

自然保護NPO等

NPO(自然環境保全)

保全活動ボランティア団体

行政

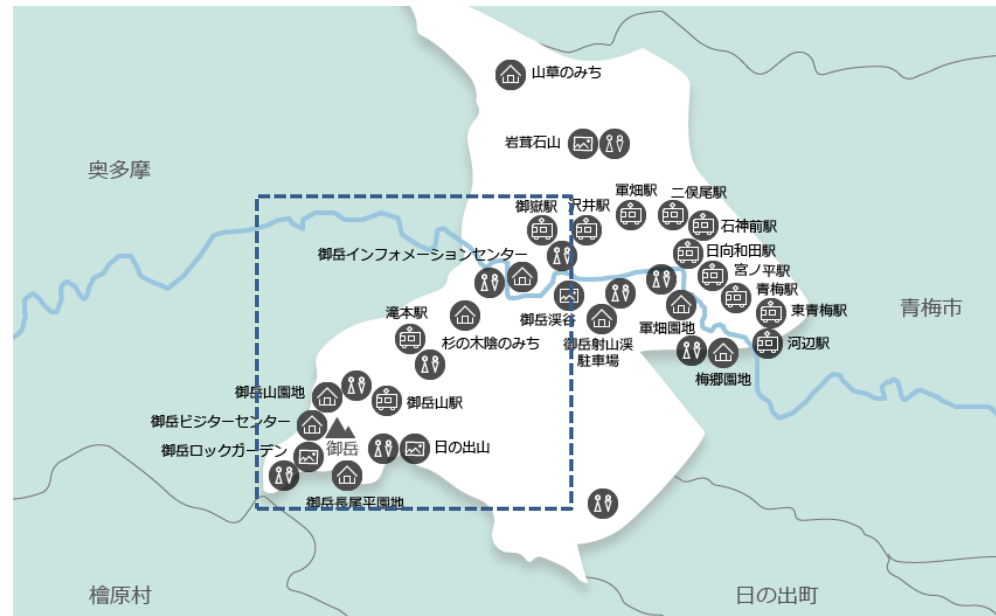
地元:青梅市、日の出町

安全・安心:青梅警察

安全・安心:青梅消防

事務局:東京都環境局
自然環境部・多摩環境事務所

対象エリア



* 協議内容に応じ、オブザーバーの参加を募る

協議にあたっては、協議会に参加する各構成員が各々立場が異なる主体であることを認識し、互いの意見を尊重することが必要

小笠原の豊かな自然の積極的保全・再生： 世界自然遺産の登録・保全

● 世界自然遺産の登録決定(2011年6月、第35回世界遺産委員会)

- ・登録基準 「生態系」
- ・固有種が多いこと、適応放散の証拠の多いこととの両方が他の進化過程を示す資産とは異なっている
- ・登録条件として、委員会から示された要請事項・奨励事項への継続的な対応が必要

【要請事項】

- ・侵略的外来種対策の継続
- ・観光や諸島へのアクセス等、重要なインフラ開発の事前の厳格な環境影響評価

【奨励事項】

- ・海域公園地区の拡張、気候変動の影響評価、モニタリング、適切な観光方針・観光管理定 :等



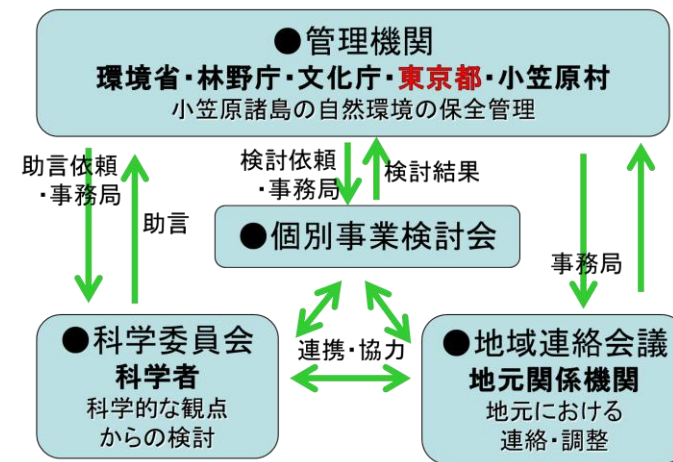
アンジマカタマイマイ

● 世界自然遺産小笠原諸島管理計画

- ・環境省・林野庁・文化庁・東京都・村が合同で策定公表している管理計画、生態系保全アクションプランに基づき、上記管理機関が連携して保全事業を実施
- ・保全事業の計画・実施にあたっては、学識者からなる「科学委員会」に科学的見地からの指導・助言・確認を受けるとともに、地域の関係団体からなる「地域連絡会議」と常に連携する体制



世界自然遺産を保安全管理する体制



小笠原の豊かな自然の積極的保全・再生： 都が担う保全事業

● 東京都の役割(都が担う保全事業)

外来種対策(植生回復)	虫媒花植物保全対策(兄島)、ノヤギ排除(父島)、外来食部排除(父島列島、聳島列島)、外来ネズミ対策(聳島、南島)等
希少種保全	アカガシラカラスバト保護増殖、オガサワラシジミ保全事業、オガサワラオオコウモリ保全事業等
モニタリング調査	植生回復など各種事業に伴うモニタリング調査
エコツーリズム	東京版エコツーリズムの推進(ガイド養成等)
環境配慮	公共事業における環境配慮の徹底

● 兄島の虫媒花植物保全対策(グリーンアノール対策)

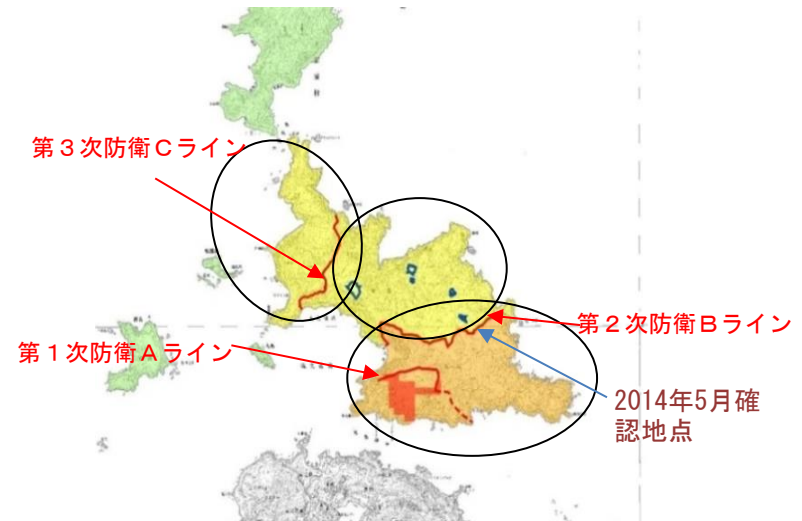
- ・兄島侵入を初確認(2013年3月22日)
- ・都の対応 Cライン以西の保全
 - ①動物・植物モニタリング(2014年～)
 - ②グリーンアノール分布拡散防止柵を設置(2016～2017年)



グリーンアノール



拡散防止柵 Cライン



今後は、台風など厳しい自然環境の下での拡散防止柵の維持、侵入防止・在来種生息維持に向けたモニタリングの実施が必要

小笠原の豊かな自然の積極的保全・再生： ノヤギ駆除

● 植生回復・海鳥の生息環境回復に向けたノヤギ駆除



【裸地化による土壌の流出】



【食害による固有種の減少】



【ノヤギの群れ(父島)】



【ノヤギの排除状況】

	島名	島面積(ha)	開始年度	終了年度	期間	排除数合計(頭)
聳島列島	媒島	137	1997	1999	3年	417
	嫁島	62	2000	2001	2年	81
	聳島	256	2000	2003	4年	940
父島列島	西島	49	2002	2003	2年	41
	兄島	787	2004	2007	4年	387
	弟島	520	2008	2010	3年	302
	父島	2,379	2010	継続中	5年～	2,770

● ノヤギ駆除後の変化と課題



【2007年4月 兄島北端部】



【2013年2月 兄島北端部】

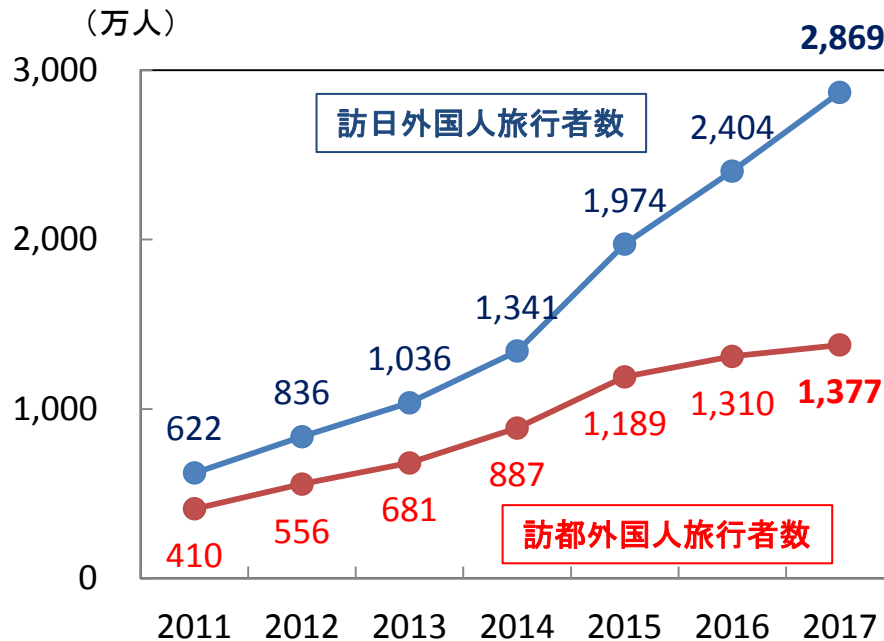
- ・ノヤギ駆除後には、まず、モクマオウ等、外来植物による植生が復活
- ・ただし、クマネズミ等の外来ネズミがいる島では、植生回復に大きな遅れ
(父島においては、ノヤギ駆除を継続中)

- ・ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善したが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠
- ・聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要

安全・安心・快適な利用環境の確保： 外国人旅行者の増加とニーズ

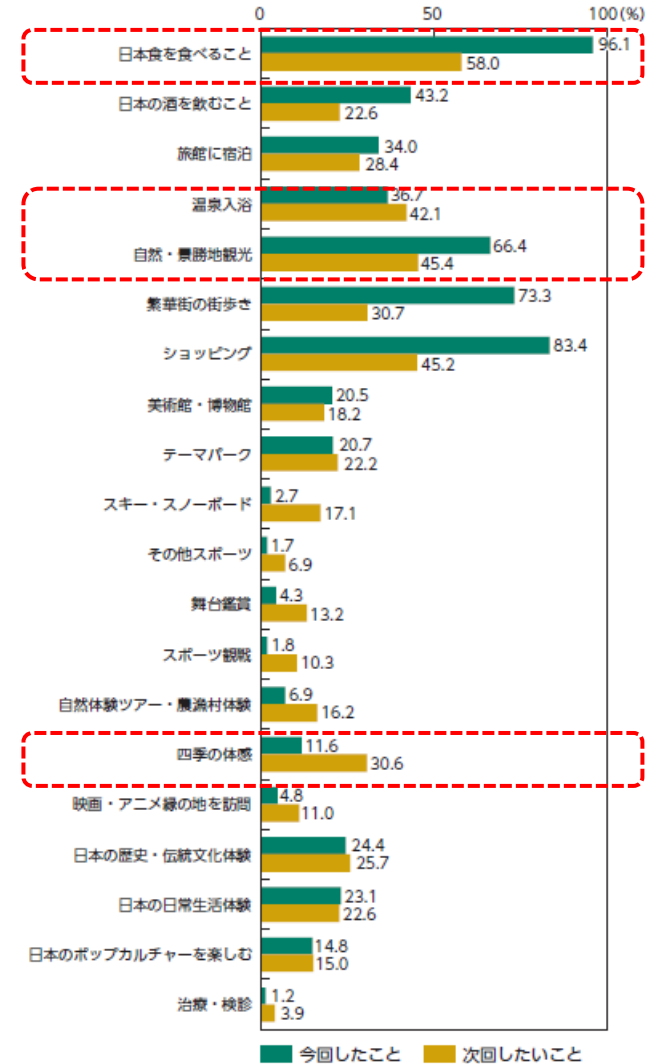
- 近年、訪日・訪都外国人旅行者数は右肩上がり増加しており、2017年には、それぞれ、2,869万人、1,377万人に達する。
- 訪日外国人旅行者に今回の旅行でしたことと、次回の旅行でしたいことを聞いたところ、今回は「日本食」、「ショッピング」、「繁華街の街歩き」といった都市に関連する項目が上位になっているが、次回は、「日本食」、「自然・景勝地観光」、「温泉入浴」、「四季の体感」といった豊かな自然に関わりの深い項目が高くなる傾向がある。

【訪日・訪都外国人旅行者数の推移】



出典：東京都観光客数等実態調査(東京都)

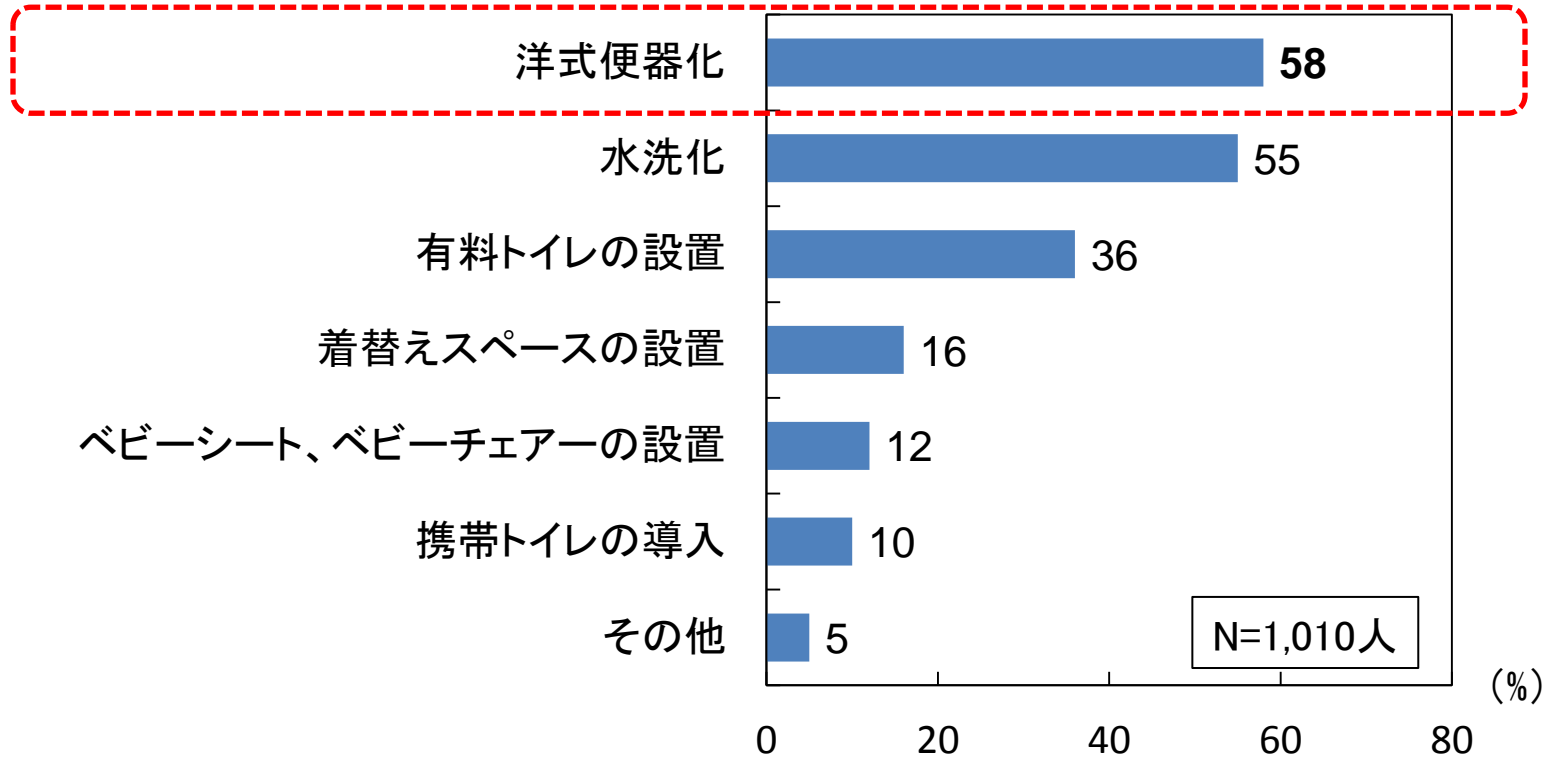
【今回したことと次回したいこと
(全国籍・地域、複数回答)】



出典：環境白書2018(資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

安全・安心・快適な利用環境の確保： 都民ニーズの高いトイレの洋式化

- 自然公園利用者アンケート「便所施設に関する要望(望ましいことを7項目から3項目まで選択)」の結果、58%が「洋式化」を要望(第1位)

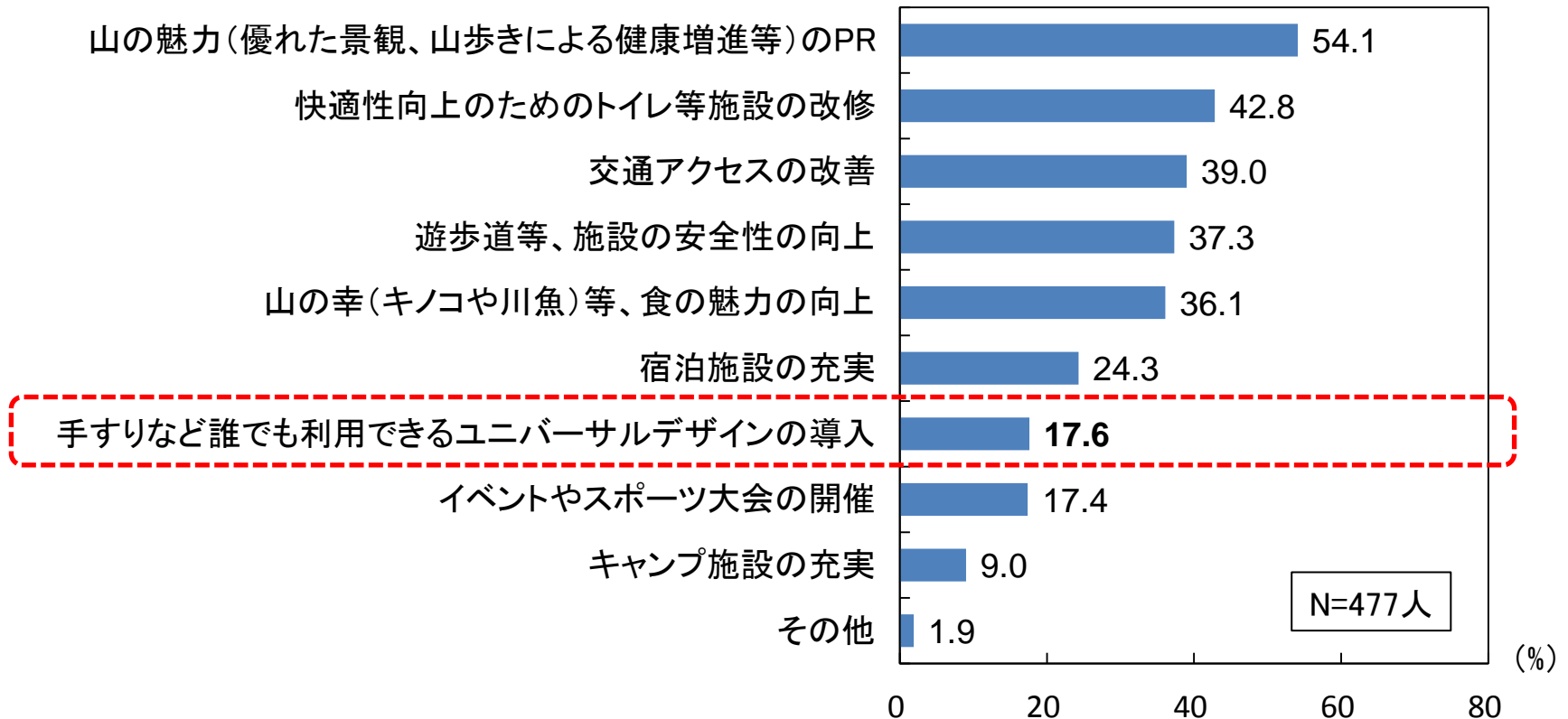


出典：自然公園ビジョン(自然公園の管理運営に関するアンケート(2015(年度)))

- ・近年、自然公園の利用者層や利用形態が多様化しており、これらに対応した施設整備が必要
- ・特に、外国人旅行者が増加する中で、自然公園利用者から要望の多いトイレの洋式化や案内板等の多言語化は、インバウンド対策の一つとして、2020東京大会までに実施することが必要

安全・安心・快適な利用環境の確保： 自然公園における多様な利用者の来訪支援

- 自然公園の利用に関するアンケート「どのようにすれば山岳地帯にある自然公園施設の利用が増えると思うか（10項目から3項目まで選択）」の結果、6人に1人が「手すりなど誰でも利用できるユニバーサルデザインの導入」をあげており、**高齢者や障がい者等の潜在的な利用ニーズが少なくないことが判明**



出典：自然公園ビジョン(2016年度第1回インターネット都政モニター「自然公園の利用」アンケート)

誰もが快適に利用できるよう、自然公園施設のユニバーサルデザイン化を推進することが必要

安全・安心・快適な利用環境の確保： 自然公園における多様な利用者の来訪支援

- 障がい者をはじめ、多様な利用者が快適に利用できるよう、自然公園施設のユニバーサルデザイン化等を推進

【これまでの取組事例】



誰でもトイレ
(高尾山頂)



スロープ
(新島)



身障者用バス
(山のふるさと村)



五感で感じるネイチャーフィーリング
(小峰、奥多摩ビジターセンター)

- バリアフリー化などのハード対策に加え、多様な利用者がその素晴らしさを体感できる自然公園を目指すことが必要
【取組のイメージ】



視覚障がい者の登山

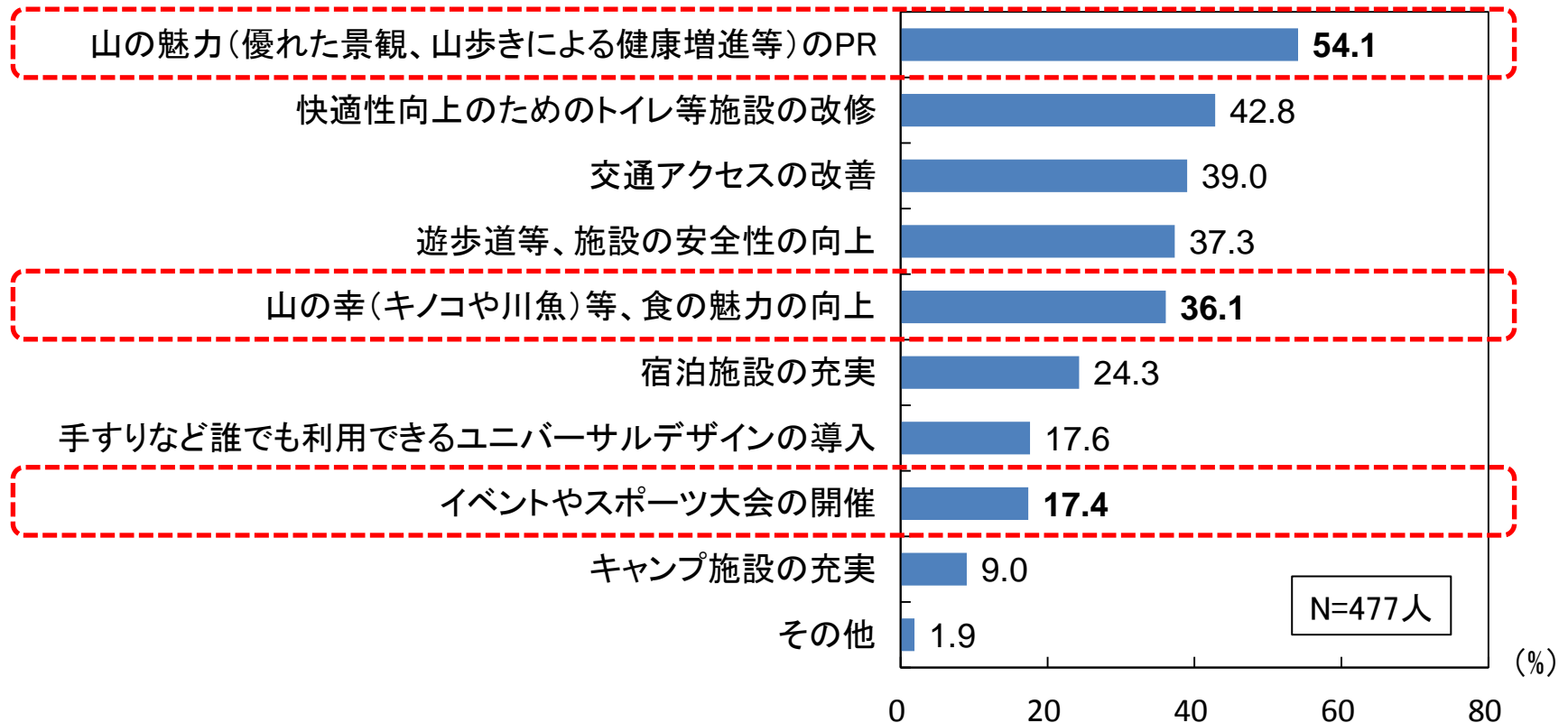


車いすでの自然公園の散歩

安全・安心・快適な利用環境の確保により、自然公園を内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用していくことが必要

民間事業者等多様な主体との連携： 連携の必要性

- 自然公園の利用に関するアンケート「どのようにすれば山岳地帯にある自然公園施設の利用が増えると思うか（10項目から3項目まで選択）」の結果、「山の魅力のPR」「食の魅力向上」「イベントやスポーツ大会の開催」等、自然公園の魅力向上に向けた多様なニーズが判明



出典：自然公園ビジョン(2016年度第1回インターネット都政モニター「自然公園の利用」アンケート)

自然公園のPRやイベントの実施等、魅力向上に向けて様々な事業を展開するには、民間活力の導入が有効(2017年度「山の日イベント」来場者数22,000人/日等、各社独自の工夫・ノウハウによるPR手法等が効果を発揮)

民間事業者等多様な主体との連携： 連携の拡大

- 指定管理者制度の導入(2006年度～)
 - ・「公の施設」(山のふるさと村、海のふるさと村等の宿泊施設や各ビジターセンター等)の管理運営について、事業者のノウハウを活かせる指定管理者制度を導入(2006年度から6施設に導入、2018年度現在11施設に拡大)
 - ⇒管理運営の効率化、ビジターセンターの夏季イベント時の夜間開館など利用者サービスの向上に寄与
- 東京都レンジャー活動に対する民間からの支援(2004年度～)
 - ・被服物資等の支援企業を公募、審査し、協定を締結
 - ⇒連携事業の対象が限定的であり広がりがみられないことから、新規参入がなく、現在1社のみ(靴の提供)

民間事業者等の事業の普及啓発と自然公園支援をセットにすることにより、民間事業者等と自然公園利用者等の双方にメリットがあるよう連携事業の対象を拡大

- 民間事業者との協定に基づく連携事業の実施(2016年度～)
 - ⇒2018年度現在3社と連携協定を締結済、自然公園におけるボランティア活動や事業PRについて連携効果を発揮



《ボランティア等活動支援》

- ・制帽の提供
- ・活動時の飲料提供 等



《自然公園イベント開催協力》

- ・協賛協力
- ・ノベルティグッズの提供

東京の自然公園
八丈植物公園 光るきのこ 無料観覧会

×
きのこの山

週末・お盆限定で、観覧会参加者に「きのこの山」をプレゼント
※詳しくは、八丈ビジターセンターHP、東京自然公園HPをご覧ください

SNSで、みんなに拡散してお！
Twitter, Facebook, Instagram などに投稿してね

光るきのこ観覧会
(八丈島)における
配布

meiji 明治チョコスナック ぽっぴとおいき

きのこの雲取山
2017m

東京都監修

東京都には自然がいっぱい!

明治チョコスナック
きのこの三頭山
1531m

東京都監修

コラボパッケージ
の制作、配布

ただいま **9** 合目!

連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

許認可制度の運用に加え、小笠原諸島においては積極的に手を加えることで自然環境の保全を図るとともに、登山道等の施設整備や都レンジャー制度の運用等により適正利用を推進してきた。

現状の都の取組

評価・課題

1 自然環境の保護

(1) 地種区分に応じた許認可制度の運用

- ・守るべき自然の状況等に応じて地種区分(ゾーニング)を行い、国との連携の下、法令に基づいた許認可制度の運用により、開発行為等から保護

(2) 管理運営協議会の設置と地域ルールの方策

- ・高尾地区(明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園)において、管理運営協議会を設置し、協議会との協働で管理運営計画を策定
- ・御岳山・日の出山地区(秩父多摩甲斐国立公園内)において、管理運営協議会を設置

(3) 世界自然遺産小笠原諸島の保全

- ・国や村はもとより、科学委員会や地域連絡会との連携の下、世界自然遺産である小笠原諸島の貴重な自然環境を保全
- ⇒規制による保護のみならず、ノヤギなど外来種の駆除等、積極的に手を加える保全事業により、固有種の保全や在来植生の回復を推進

- ・許認可制度は開発行為の歯止めとなっており、自然の風景地の保護に一定の効果あり
- ・利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者との目標共有、理解と協力を得た取組が必要
- ・協議にあたっては、協議会の構成員が各々立場が異なる主体であることを認識し、互いの意見を尊重することが必要
- ・ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善してきたが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠
- ・聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要

現状の都の取組

評価・課題

2 適正利用の推進

(1) 自然公園施設の整備・維持管理

- ・都内の自然公園の主な施設は、国立公園区域も含め、法定事業計画に基づき、都が施設を整備・維持管理
⇒登山道約334km(山頂標識や案内板等も含む)、トイレ126棟、休憩舎96棟、ビジターセンター8か所、キャンプ場12か所等を整備・維持管理

- ・登山道やトイレの整備は、自然環境への負荷回避に寄与
- ・利用者層や利用形態の多様化に対応した施設整備が必要
- ・外国人旅行者が増加する中で、トイレの洋式化は、2020東京大会までに実施することが必要
- ・障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要

(2) 民間事業者等多様な主体との連携

- ・指定管理者制度の導入(2006年度～)
⇒「公の施設」の管理運営に指定管理者制度を導入(2018年度現在11施設)
- ・協定に基づく連携事業の実施(2016年度～)
⇒2018年度現在3社と連携協定を締結済、自然公園におけるボランティア活動や事業PRについて連携

- ・指定管理者制度の導入は、管理運営の効率化、利用者サービス向上に寄与
- ・自然公園の魅力向上に向けて様々な事業を展開するには、民間活力の導入が有効
- ・連携の拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

(3) 独自制度による自然の保護と利用の両立

- ・東京都版エコツーリズム(認定ガイドの同行義務付け等)
⇒2003年度から小笠原諸島(南島、母島石門)、2004年度から御蔵島で開始
- ・東京都レンジャー(多摩地域、小笠原諸島)
⇒利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検・簡易補修、現場巡回時に観光客への利用マナーの普及啓発等を実施

- ・東京都版エコツーリズムは、島しょ地域における自然の保護と観光の両立のための仕組みとして効果を発揮
- ・東京都レンジャーは、登山者等の救援活動等でも活躍

第3章 今後の取組

1 課題のまとめ

課題のまとめ

対 象

課 題

エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する

生物多様性の認知度向上

- これまで様々な事業の中で生物多様性に関連する普及啓発は実施してきたが、生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施
- 生物多様性の認知度向上には、生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠

生態系に配慮した緑化の推進

- 生態系に配慮した緑化の普及啓発は2017年度に着手したばかりであり、緑化の意義や効果の理解は進んでいない。
- 生態系に配慮した緑地の整備や維持管理に関する知識やノウハウを備えた人材の育成が必要
- 生態系に配慮した緑地の拡大には、民間企業や業界団体との更なる連携が不可欠

希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る

アライグマ・ハクビシン防除

- 捕獲数は右肩上がりに増加し、捕獲エリアが広がっていることから、生息域も広範囲に渡っていると推定されるが、住宅地、農地、緑地など生息しているエリアが広く、全体の生息状況の把握は困難
- 防除実施計画に基づく捕獲実施自治体は26区市町村に増えたが、捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要

伊豆大島におけるキョン防除

- 島外ハンターを増強し、年間推定増加数相当の3,541頭を捕獲したため、推定生息数は横ばいになったが、キョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要

対 象

課 題

自然環境の保護と適正利用の推進

「自然公園ビジョン」に基づく施策展開

地元関係者との目標共有・連携

- 利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者と目標を共有し、理解と協力を得ながら取り組むことが必要
- 協議にあたっては、協議会に参加する各構成員が各々立場が異なる主体であることを認識し、互いの意見を尊重することが必要

植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生（小笠原諸島）

- ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善してきたが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠
- 聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要

安全・安心・快適な利用環境の確保

- 利用者層や利用形態の多様化に対応した施設整備が必要
- 外国人旅行者が増加する中で、利用者から要望の多いトイレの洋式化や案内板等の多言語化は、インバウンド対策の一つとして、2020東京大会までに実施することが必要
- 障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要

民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携

- 自然公園のPRやイベントの実施等、魅力向上に向けて様々な事業を展開するには、民間活力の導入が有効
- 連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

「自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する」

「世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける」

第3章 今後の取組

2 取組の方向性

(1) エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

- 国及び世界の動向を踏まえて生物多様性地域戦略を改定するとともに、生態系に配慮した緑化の理解と促進を図り、事業者による現場での取組を促進する

現状の都の取組	課題	今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性地域戦略 ・「緑施策の新展開」の策定(2012年5月) ○ 生態系に配慮した緑化の推進 ・在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」:6件(2018年4月末) ・生態系に配慮した緑化講習会の実施:4回(2017年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの都の取組では、様々な事業の中で生物多様性に関連する普及啓発は実施してきたが、生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施 ・生物多様性の認知度向上には、生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠 ・生態系に配慮した緑化の普及啓発は2017年度に着手したばかりであり、緑化の意義や効果の理解は進んでいない。 ・生態系に配慮した緑地の整備や維持管理に関する知識やノウハウを備えた人材の育成が必要 ・生態系に配慮した緑地の拡大には、民間企業や業界団体との更なる連携が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略の改定プロセスにおいて企業や都民等の関心を高め、生物多様性の認知度向上を図っていく ・地域戦略の改定にあたっては、国際協調や民間企業やNPO等とのパートナーシップを重視した官民連携を図っていく ・「江戸のみどり登録緑地」の登録・公表を通じて、生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かり易く紹介し、その普及を促進する ・緑地の設計や管理に携わる事業者を対象に、「江戸のみどり登録緑地」の現地見学や導入メリットや管理のノウハウを情報交換するなど、実務的な講習内容を取り入れていく ・造園建設業界や設計コンサルタント業界と連携し、生態系に配慮した緑化の設計や施工、管理に関わる人材育成プログラムの立ち上げに向けた検討を進める

(2) 希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

- 区市町村の取組を促してアライグマ・ハクビシン防除対策を強化するとともに、捕獲圧力の増強と効果的な捕獲手法の検証により伊豆大島におけるキョンの防除対策を強化する

現状の都の取組	課題	今後の取組
<p>○ アライグマ・ハクビシン防除(2013～): 捕獲頭数 1,335頭(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ・ハクビシンとも、捕獲数は右肩上がりに増加し、捕獲エリアが広がっていることから、生息域も広範囲に渡っていると推定されるが、住宅地、農地、緑地など生息するエリアが広く、全体の生息状況の把握は困難 ・防除実施計画に基づく捕獲実施自治体は26区市町村に増加したが、捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や農地での対策は実施されていることから、緑地における生息状況調査を行い、生息分布等を把握して、区市町村の取組につなげていく ・捕獲主体である区市町村の取組段階に応じた情報収集・提供を行い、技術的支援を強化する ・農作物獣害防止対策で捕獲実施している市町村等に対しても、住宅地における防除対策への参加を働きかける
<p>○ 伊豆大島におけるキヨン防除(2006～): 捕獲頭数 3,541頭(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・島外ハンターを増強し、年間推定増加数(中央値)相当の3,541頭を捕獲したため、増加に歯止めがかかり推定生息数は横ばいになった。キョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、銃器等による捕獲圧力を強化する ・銃器による捕獲強化に必要な補助柵や、市街地におけるワナへの誘導柵の設置を拡充する ・検討委員会等での有識者の意見を踏まえて、土地利用や地形に応じた効果的な捕獲手法を検証し、捕獲対策に反映させる

(3) 自然環境の保護と適正利用の推進

- 「自然公園ビジョン」の実現に向けた各種施策を展開する（「地元関係者との目標共有・連携」「植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生」「安全・安心・快適な利用環境の確保」「民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携」）

現状の都の取組	課題	今後の取組
<p>（地元関係者との目標共有・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高尾・陣場地区における管理運営協議会の設置、管理運営計画の策定 ○ 御岳山・日の出山地区における管理運営協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者との目標共有、理解と協力を得た取組が必要 ● 協議にあたっては、協議会に参加する各構成員が各々立場が異なる主体であることを認識し、互いの意見を尊重することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高尾・陣場地区では、管理運営協議会の場を活用して情報共有・連携を図り、イベントやPR等を地域との協働で実施する ● 管理運営計画は、公園計画の改定にあわせ適宜見直していく ● 協議にあたり、地区全体を視野に議論すること、問題提起にとどまらず各々の立場から解決策を提案することを徹底し、方向性を共有する
<p>（植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小笠原諸島におけるノヤギなど外来種対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善してきたが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠 ● 聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 父島でのノヤギ駆除を継続する ● ノヤギを駆除した他島では、外来植物の駆除を行い、在来植生の回復を図る ● クマネズミ等が生息する聳島列島では、外来植物の駆除に加えて、外来ネズミの駆除を行い、海鳥等の生育環境の回復を図る

(3) 自然環境の保護と適正利用の推進

現状の都の取組

(安全・安心・快適な利用環境の確保)

- 自然公園施設の整備・維持管理(登山道約334km、トイレ126棟、ビジターセンター8か所等)
- トイレの洋式化率:75%(2017)

(民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携)

- 指定管理者制度の導入:11施設(2018)
- 民間事業者との連携協定の締結:3社(2018)

課題

- 利用者層や利用形態の多様化に対応した施設整備が必要
- 外国人旅行者が増加する中で、利用者から要望の多いトイレの洋式化は、インバウンド対策の一つとして、2020東京大会までに実施することが必要
- 障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要
- 自然公園の魅力向上に向けて様々な事業を展開するには、民間活力の導入が有効であるが、連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

今後の取組

- 誰もが快適に自然公園を利用できるよう、洋式トイレや多言語標識を計画的に整備する
- トイレの洋式化については、電気設備等、技術的に可能な箇所について2020年までに8割完了を目指す
- 関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障がい者登山等のケーススタディーを実施する
- HPやビジターセンター等施設における連携事業・協力事業者の紹介や物販・イベント開催機会の拡充等により、民間事業者等の連携モチベーションの向上を図る
- 多様な事業者との連携が可能となるよう、自然環境調査の実施等、PR以外の対象事業についても連携を拡大していく
- 民間事業者等の連携ニーズの把握に努め、新規の連携協定締結先の獲得に向けて調整していく

参考資料

東京の自然環境	65	自然環境の保護と適正利用の推進	90
緑化計画書制度による新たな緑の創出	67	植生回復や外来種対策などによる自然環境の保全・再生	93
花と緑による緑化の推進	68	ICTの活用によるレッドデータブック等の普及啓発	95
学校等校庭芝生化	69	民間との連携による環境学習の推進(高尾の森自然学校)	96
生物多様性に配慮した緑化の推進	70	「花と緑の東京募金」を通じた自然環境保全の気運醸成	97
在来種植栽の推進	75	自然環境保全のための人材育成・認証制度(ECO・TOPプログラム)	98
保全地域における生物多様性の保全	78	水環境の向上(総量規制等)	99
開発許可制度による緑地確保	79	地下水の保全と利用の適正管理	100
多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活	80	水辺環境の向上(清流復活)	101
保全地域における希少種保全の強化	81		
伊豆大島におけるキョン防除事業	82		
ニホンジカ等の野生生物の適正管理の推進	84		
希少種の保全・外来種対策	86		
企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全	87		
情報サイト「里山へGO!」を活用した保全活動の魅力発信	88		
体験プログラム等を通じた学びの機会の提供と人材の掘り起し	89		

東京の自然環境

自然環境の多様性

- 東京には、地域ごとに独自の顔を持つ多様で豊かな自然が存在



多摩山間部(森林)



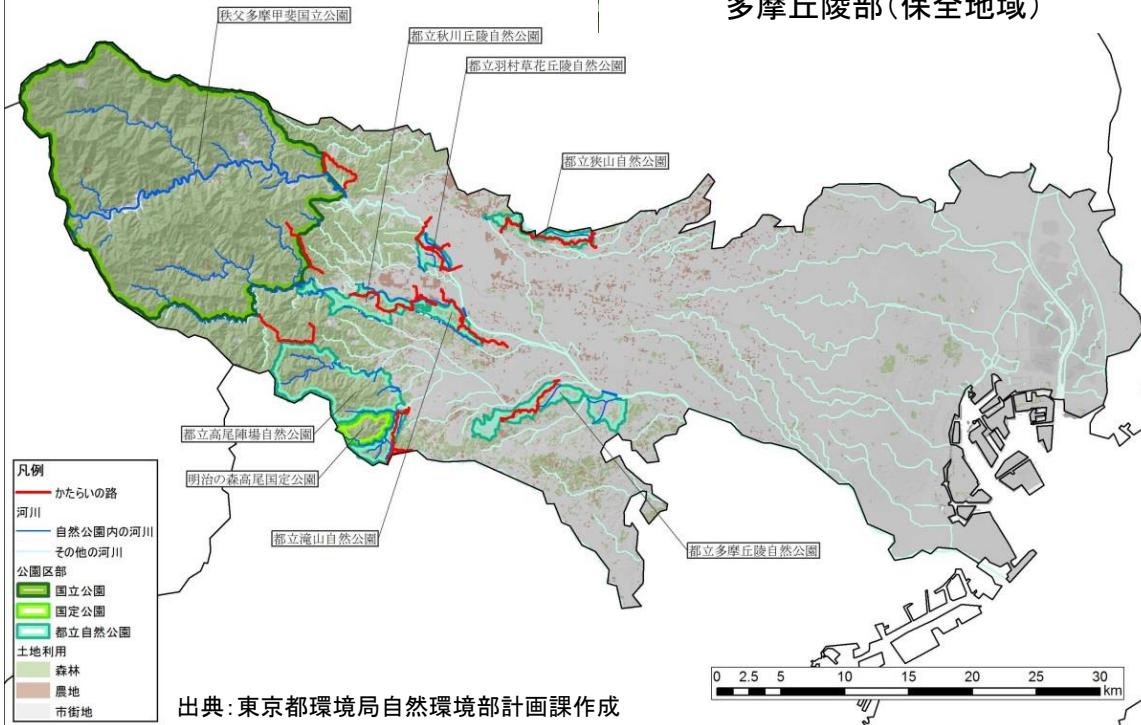
多摩丘陵部(保全地域)



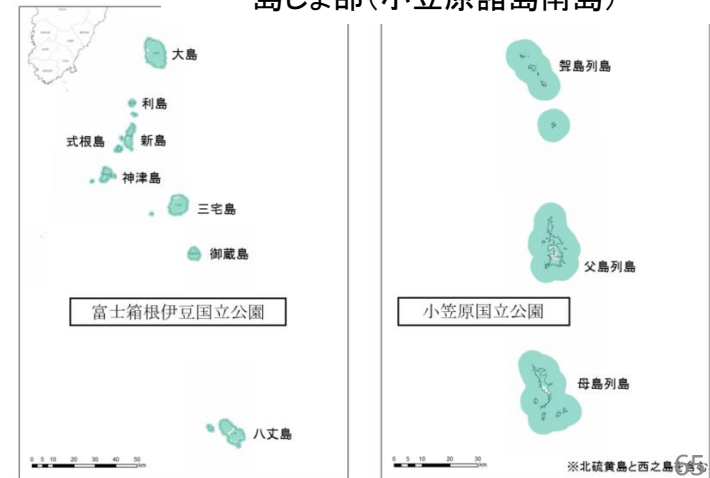
区部(江戸のみどり登録緑地[優良緑地])



島しょ部(小笠原諸島南島)



出典:東京都環境局自然環境部計画課作成

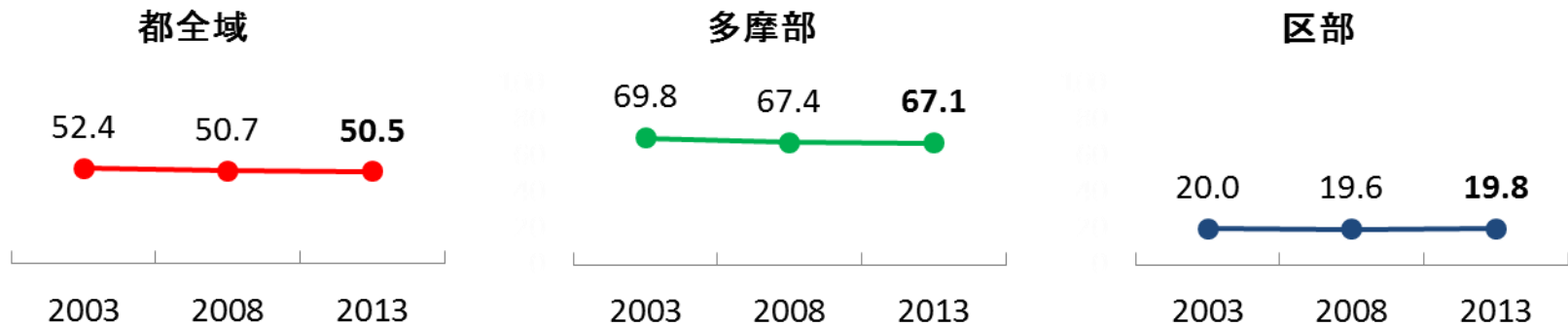


「みどり率」の推移

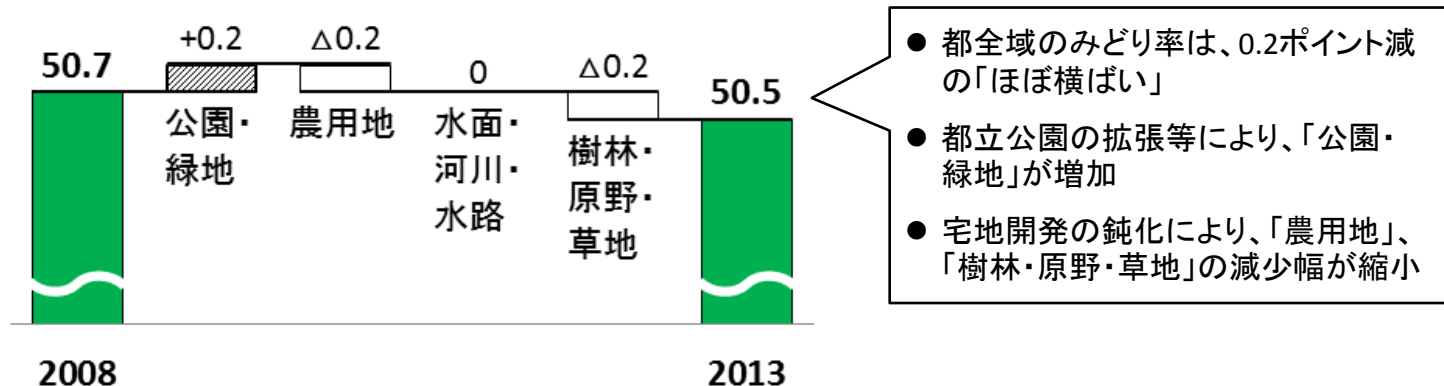
- 2013年の「みどり率※」は、前回調査(2008年)と比べ、都全域では「ほぼ横ばい」であったが、長期的には緑の減少傾向が継続している

※みどり率:東京のみどりの現状を把握するための指標(緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合)、5年ごとに調査を実施

みどり率の推移(単位:%、2003年~2013年)



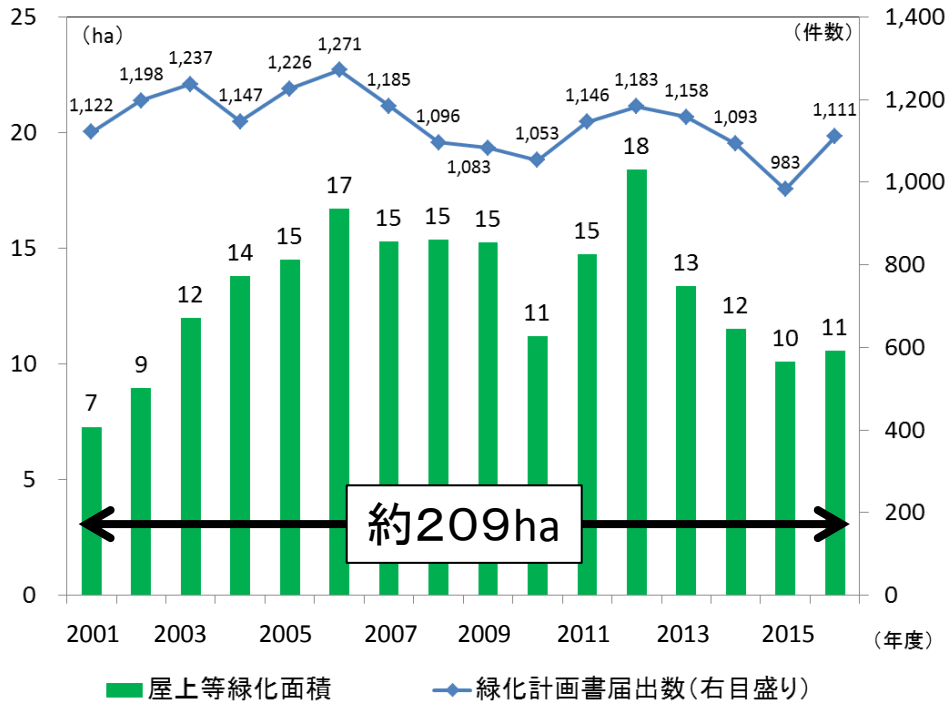
みどり率(都全域)の増減要因(単位:%、2008年~2013年)



- 都全域のみどり率は、0.2ポイント減の「ほぼ横ばい」
- 都立公園の拡張等により、「公園・緑地」が増加
- 宅地開発の鈍化により、「農用地」、「樹林・原野・草地」の減少幅が縮小

- 都は2001年度から、建物の新築・増改築時に敷地の一定割合以上を緑化する「緑化計画書」の提出を条例で義務付け。
- 緑化計画書の届出件数は民間の開発動向に左右されるものの、2001年度からの16年間で、屋上緑化だけで日比谷公園の13個分に相当する約209haの新たな緑を創出するなど、本制度は市街地における「みどり率」の向上に寄与

＜緑化計画書の届出件数及び屋上等緑化面積の実績＞



＜市街地における緑化事例＞



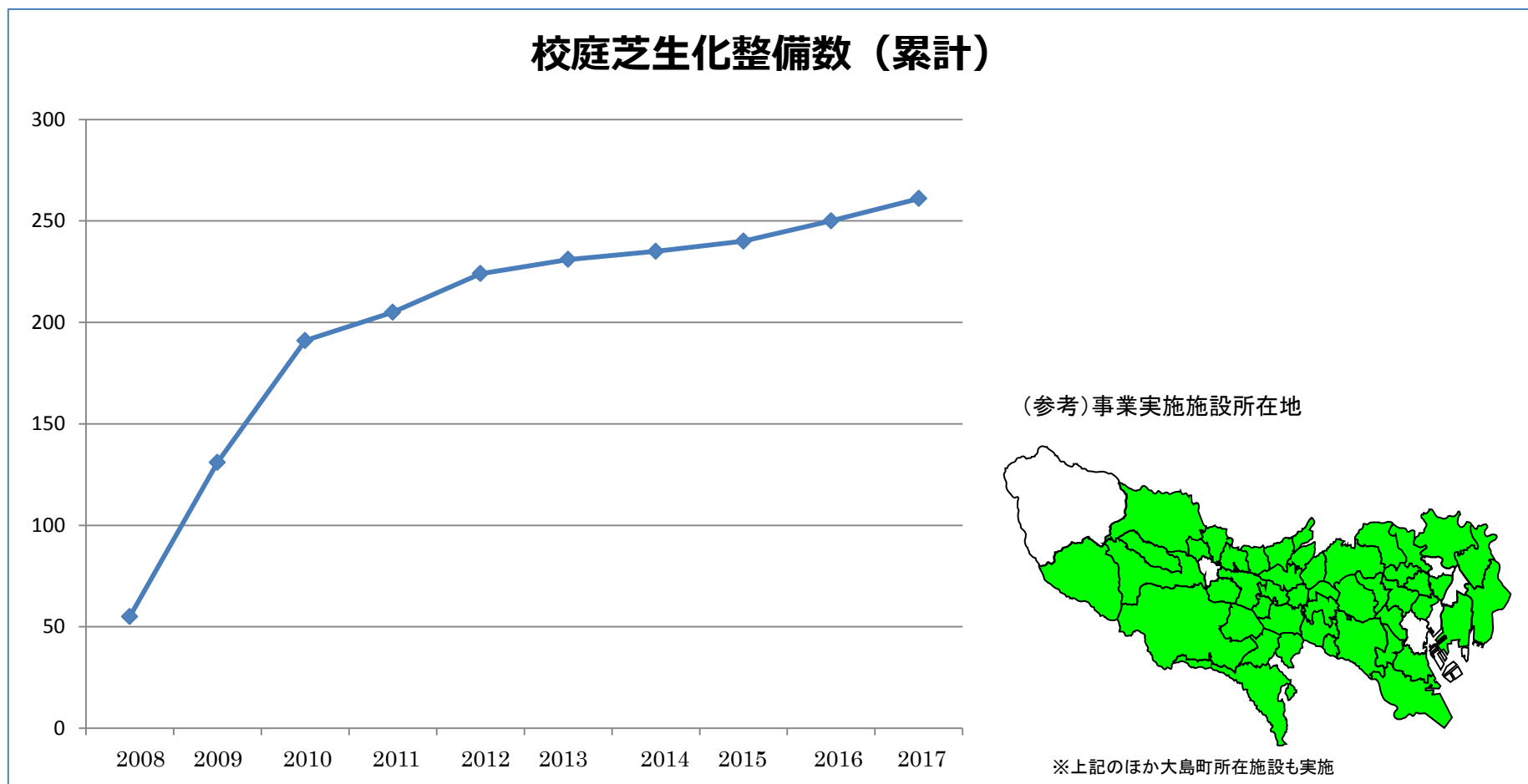
赤：新規植栽

再開発に併せて、敷地内(地上部、屋上)で緑化を行なわれた事例。2013年みどり率調査では、新たな緑地として算入されており、「みどり率」の増加に寄与

○ 緑化計画書制度を通じて、市街地における新たな緑の創出は着実に進んでおり、引き続き、都市開発時における民間セクターの緑化を誘導し、緑あふれる都市東京を目指す。

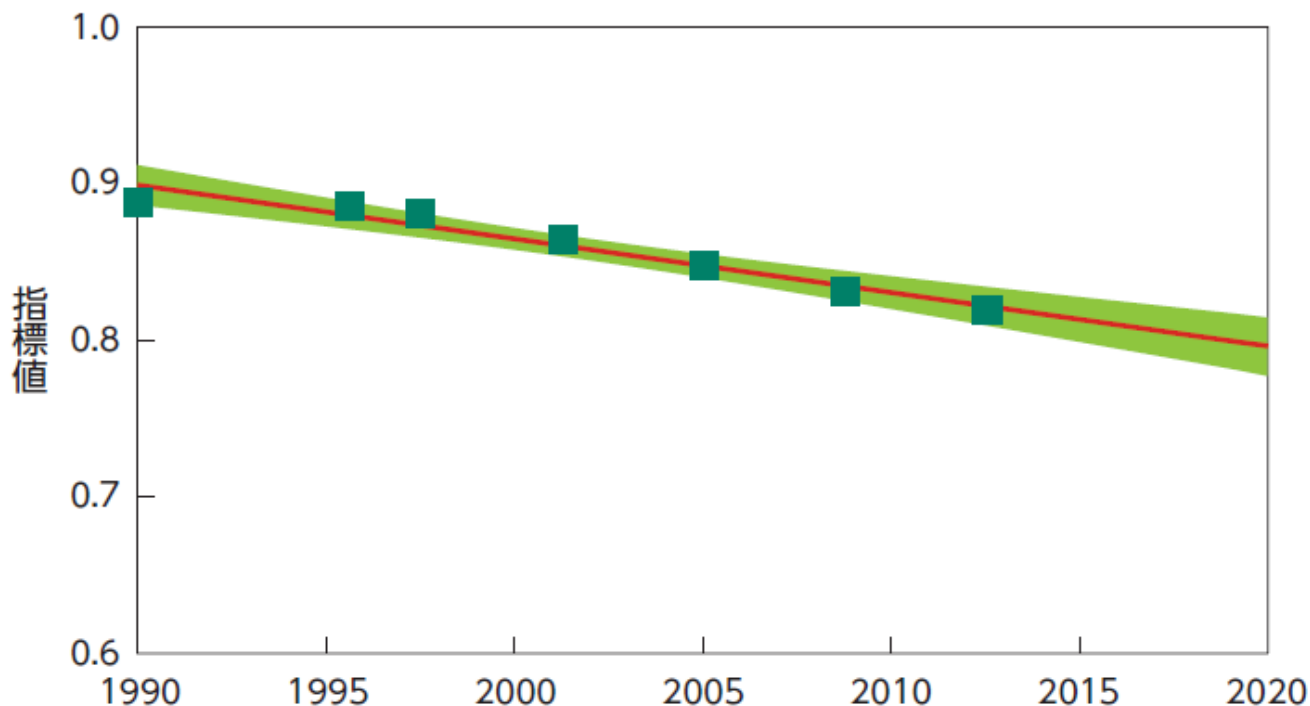
【私立幼稚園・私立学校・認可保育所の校庭芝生化整備数の推移】

・2008年度に事業開始し、2017年度までに、261施設が芝生化を実施しており、芝生化が着実に進んでいる。



鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類のレッドリストインデックス(統合指標)

現代は「第6の大量絶滅時代」といわれ、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられている。鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類の統合指標では、絶滅に向かう方向に数値が大幅に悪化。



注：実線はデータ取得期間に対するモデルと推測（外挿）、点はデータポイント、帯は95%信頼区間を表す。

資料：生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）」

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

■ 長期目標（Vision） <2050年>

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission） <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。

目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。

目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。

目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。

目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。

目標6：水産資源が持続的に漁獲される。

目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。

目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。

目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。

目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。

目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。

目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。

目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。

目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。

目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。

目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。

目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。

目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。

目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

生物多様性に配慮した緑化の推進

「生物多様性国家戦略2012-2020」のポイント

1. 背景・目的

- 2010年(平成22年)10月、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催。
- COP10では、2011年～2020年までの生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められている。
- 昨年3月に発生した東日本大震災を契機として自然の持つ恵みと脅威の両面性とそうした自然と共生する知恵の重要性などを再認識したことや、人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことが必要。

2. 生物多様性国家戦略の役割・策定経緯等

- 生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画として、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき策定。
- 1995年(平成7年)に最初の生物多様性国家戦略を策定。その後、2002年、2007年、2010年に策定しており、今回は5番目の戦略(生物多様性基本法に基づく戦略としては2番目)。

3. 計画期間

- 今次戦略の計画期間は2012年度から愛知目標の目標年である2020年度(平成24年度～平成32年度)。

4. 「生物多様性国家戦略2012-2020」のポイント

①愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを提示

- 愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、目標年次を含めたわが国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定。
- 国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定。

②2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定

－5つの基本戦略－

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
 - (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
 - (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
 - (4) 地球規模の視野を持って行動する
 - (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)
- 生物多様性を社会に浸透させるため、「生物多様性の経済的価値価」等の取組を充実・強化。

③今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

- 「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、当面する5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載し、50の数値目標を設定。

< 具体的施策の例 >

- －生物多様性の経済的価値の評価、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価
- －各省連携による広域レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた方策の検討
- －海洋保護区の設定の推進と管理の充実
- －野生生物の適切な保護管理の推進
- －愛知目標の達成に向けた国際的取組
- －生物多様性総合評価を愛知目標の中間評価が行われる2015年までに実施
- －IPBES*への積極的な参加・貢献と国内体制の整備
- －生物多様性に配慮した東日本大震災からの復興・再生の推進

* IPBES(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)

緑施策の新局面～生物多様性の保全に向けた基本戦略～【概要】

本戦略の位置付け

- 生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略
- 生物多様性基本法に基づく、都の生物多様性地域戦略の性格

緑施策を再構築する背景

生物多様性の危機

- ・都内の緑の減少、絶滅危惧種の存在
- ・地球レベルで森林が年間 730 万 ha 減少、年間 4 万種が絶滅
- ⇒ 生物資源を大量に消費する大都市の使命として、生物多様性の保全に向けた先駆的な政策を展開することが必要

東京のプレゼンスの低下

- ・東日本大震災をきっかけとして、外国人居住者の海外移転、観光客の減少など、東京のプレゼンスの低下に拍車
- ⇒ 緑施策の充実・強化を通じて都市の魅力向上を回り、東京の国際競争力を回復させることが必要

緑の東京 10 年プロジェクトの折り返し地点

- ・「街路樹の倍増」「校庭芝生化」など、緑の量の確保に重点を置いた緑の東京 10 年プロジェクトの開始から 5 年が経過
- ⇒ 緑の量の確保だけでなく、生物多様性の保全など、緑の質を高める視点を重視し、緑の質・量ともに確保する新たな施策展開が必要

緑施策によって目指すべき東京の未来像

1. 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
2. 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
3. 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

目標（2020年）

まもる

- 東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- 水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。

つくる

- 2016 年までの 10 年間で 1,000ha の新たな緑が創出されるとともに、2020 年までに新たに都市公園等 433ha の整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- 荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。

利用する

- 都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- 緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

これまでの取組と新たな施策の方向性（例）

緑施策のこれまでの取組（例）

「10 年後の東京」（平成 18 年）で、10 年間で新たに 1,000ha の緑を創出する目標を掲げ、海の森や都市公園の整備、街路樹の倍増、校庭の芝生化等の緑の量を確保する取組を展開

〈平成 19 年度から平成 22 年度までの主な成果〉

- 海の森の整備：楠樹 12ha
- 街路樹：約 70 万本に増加
- 緑の創出：424ha

量を確保する取組に加え
生物多様性の保全など
緑の質を高める視点を重視

緑施策の新たな方向性（例）

まもる

- ・ 開発行為が生態系に与える影響を定量的に評価する手法を作成し、将来的には、開発行為が生態系に与える影響を緩和する新たな仕組みを検討
- ・ 特に絶滅の危機にひんしている植物について、神代植物公園植物多様性センター等で、生育域外における保護増殖を推進

つくる

- ・ 生きものの生息状況の把握や生息可能性の評価を行い、それらの情報を地図上に示すなど、開発事業者による生きものの生息空間に配慮した緑化を誘導

利用する

- ・ 原材料調達から製造、販売、流通、使用、リサイクルの各段階で生物多様性に配慮した企業の取組を促す新たな仕組みを検討

在来種植栽の推進

江戸のみどり登録緑地①

【目的】「緑施策の新展開」で示した生きものの生息空間に配慮した緑化を東京全域で展開するため、在来種に配慮した植栽を推進する

【経緯】

2014年5月
「植栽時における在来種選定
ガイドライン」公表

- ・事業者が東京都本土部の緑化に適した在来種を選びやすいよう、植物のリストや選定に当たっての考え方などを明示



2014～2015年度
「江戸のみどり復活事業(官民連
携)」実施

- ・都と先進企業3社が協働し、在来種植栽の管理上の課題や解決方法等について検討、検証



協力企業の緑地(三井住友海上火災保険株式会社 駿河台ビル・駿河台新館)

2016年度
「在来種植栽の設計・管理の
ポイント」公表

- ・「江戸のみどり復活事業」の成果を踏まえ、在来種植栽を実践する上での留意点等についてとりまとめ



2017年5月～ 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」開始

江戸のみどり登録緑地②

【制度の概要】

● 対象となる緑地

- ・1,000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内の緑地（緑化計画書の対象と同じ）

● 登録要件

- ① 緑地の面積：樹木の植栽面積100㎡以上
- ② 在来種の割合等：次のいずれも満たすこと
 - ア 面積割合：高木 40%以上
中木及び低木 10%以上
 - イ 在来種数：高木 4種以上
中木及び低木 3種以上

★ ①、②に加え、次の取組のうち2つ以上を行っていることが確認できれば、「**優良緑地**」として登録

- 一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減
- 二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保
- 三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置
- 四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

● 登録緑地となったら

- ・シンボルマークを付与するとともに、都HP等で積極的にPR



(左:優良緑地、右:一般緑地)

バイオガーデン「フジクラ 木場千年の森」(深川ギャザリアW3棟敷地内緑地)

所在地：江東区木場 1-2-15 所有者：株式会社フジクラ
 ● 完成年月 2010年11月 ● 敷地面積 6,999㎡ ● 緑地面積 2,123㎡ (うち樹木面積 1,770㎡)
 ● URL: <http://www.forest1000.fujikura.jp/>

「深川・木場地域の新たなアイデンティティの確立」をコンセプトとする「深川ギャザリア」は2010年に完成しました。同年11月には「江戸深川の原風景」を再現することを旨として、荒川流域の在来種を植栽したバイオガーデン「フジクラ 木場千年の森」がつけられました。

「バイオガーデン」とは、「野生生物が生息している空間」を意味する「ビオトープ」の要素を取り入れた庭園です。「フジクラ 木場千年の森」は野生生物を優先に考えたビオトープ部分と、人も楽しんでくつろげるガーデン部分で構成されています。2つの池と小川を中心とした緑地には、スタジヤシラカシ、コナラなど70種類に及ぶ在来樹木のほか、水草を含めた多くの草本が植栽され、豊かな森が再現されています。

緑地の管理においては除草剤や殺虫剤を極力使わず、手作業を基本に行うなど生きものに配慮しているため、池や小川にはオイカワ、メダカ、ドジョウ、森にはトンボやチョウなどの様々な昆虫が生息し、カフセミやヒヨドリ、カルガモなど様々な鳥が飛来、

営巣するなど、多様な生きものの種みかとなつています。

近隣小学校や住民を対象とした生きもの観察会を開催するなど、バイオガーデン「フジクラ 木場千年の森」は、地域の人と自然を「つなぐ」空間となつています。



ガーデン内に設けられた2つの池

観察されたカフセミ

江戸のみどり登録緑地 <優良緑地> (2017年9月登録)



在来種植栽情報

● 面積割合	
高木	86%
中木及び低木	88%
● 在来種の種数	
高木	28種
中木及び低木	42種
● おもな樹種	
	スタジヤシラカシ、コナラ、カヤ、アカマツ、ロハミヅジ、タブ、ガマズミ、ミツバハツツジ、ウツギ ほか

在来種植栽の推進

江戸のみどり登録緑地③

【現在の登録緑地 6件 (2018年4月末)】

◆三井住友海上駿河台ビル
・駿河台新館(千代田区)



◆ビオガーデン「フジクラ
木場千年の森」(江東区)



◆アークヒルズ 仙石山森タワー
(港区)



◆日比谷パークフロント
(千代田区)



◆飯野ビルディング(千代田区)



◆ミサワパーク東京(杉並区)



【普及啓発の取組】

○生態系に配慮した 緑化のための講習会

- ・設計者、緑地管理者、ゼネコン、行政など
- ・2017年度 4回開催 (1/29、2/2、2/8、2/14)
- 参加者 約250名



○民間団体(ABINC)との連携

- ・緑地の評価を実践する民間組織の講習会でPR
- 出席者 計4回、約120名

【見えてきた課題】

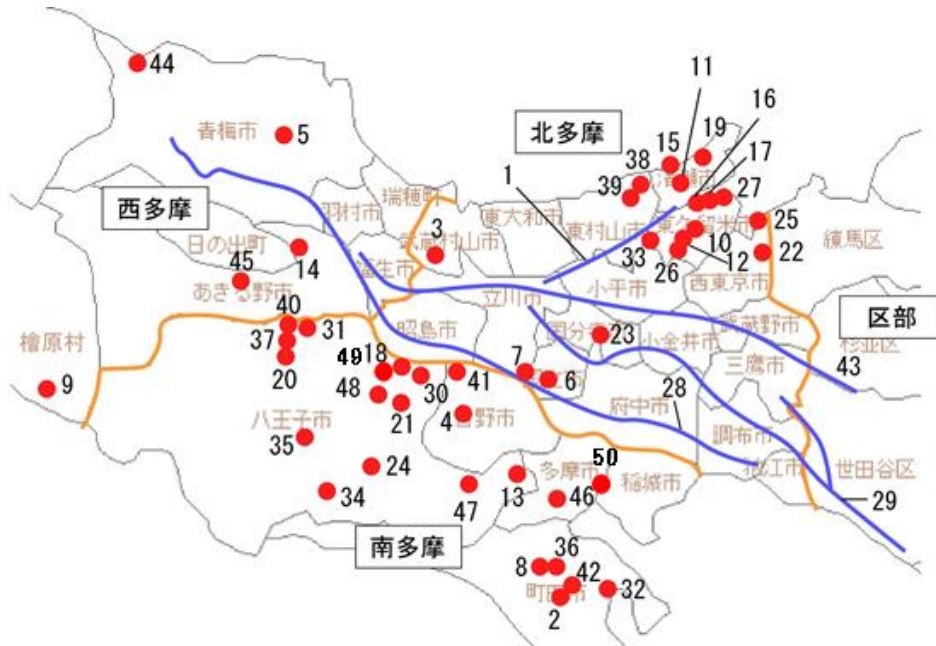
「生態系に配慮した緑をつくるということ」に関し、設計、整備、管理の各ステージにおいて、関係者の意識やノウハウ、人材や体制が不足

例)

- ・見栄え重視で、植物の性質や管理を考えない設計
- ・重機による土壌の締固めなど、植栽を顧みない施工
- ・現場の状況に合わせるができない硬直的な管理 (認識不足、技術不足、仕様書の不備、管理費不足 など)

- 都民の財産である貴重な自然を未来に残していくため、都は1974年から良好な自然地を「保全地域」として指定する制度を開始
- 保全地域に指定されると、宅地造成など開発行為が制限されるため、都民の貴重な財産である自然地の永続的保全が可能
- 保全地域は丘陵地を中心に50箇所(約758ha)が指定され、都内の緑を保全する象徴的な場所として機能

<保全地域の指定状況(50箇所)>



<保全地域の主な自然環境>



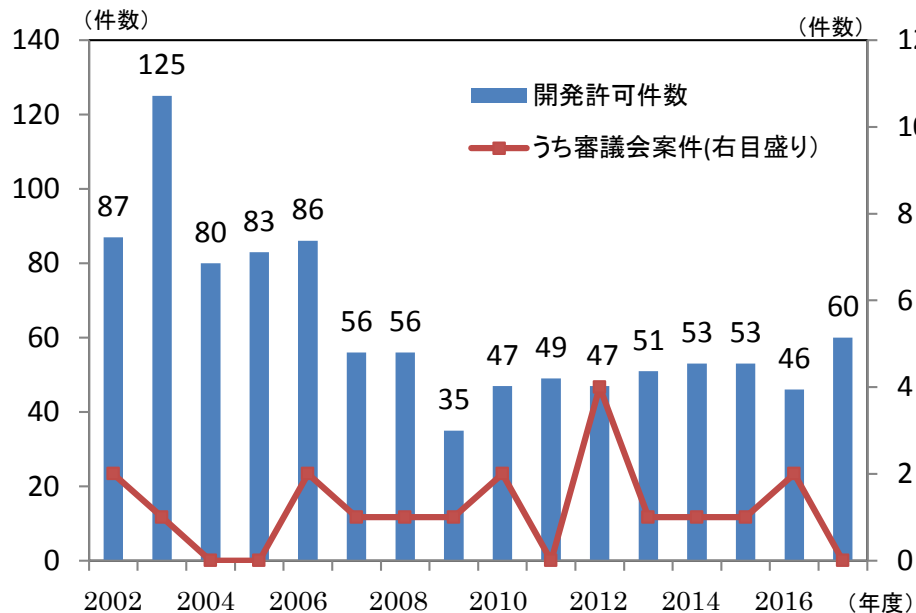
開発行為の制限の代償措置として、保全地域における土地の買取制度を併せて運用しており、これまで約84%の都有地化を完了

環境省の「重要里地里山500」に「横沢入里山保全地域」(あきる野市)が選ばれるなど、保全地域の取組が高評価

○ 地方自治体が土地の購入を含めて自然地を永続的に保全する制度は、全国的に見ても極めて稀な取組であり、本制度を通じて、大都市でありながら多様な自然環境を擁する首都東京のプレゼンスを向上

- 都は1973年度から、自然地を改変して建物の新築・増改築、宅地造成など開発行為を行う場合の「開発許可制度」を運用し、開発事業者に対し、自然環境に配慮した開発計画の作成を誘導
- 開発許可件数は、民間部門の開発動向に左右されるものの、この10年は各年度で40～60件を推移。3ha以上の大型開発案件については、各年度で数件程度に留まるなど、無秩序な都市開発に一定の歯止め。

＜開発許可件数の推移＞



＜開発許可事例(採石場)＞



【採掘区域(5.7ha)】
 東京2020大会によるインフラ需要の増加に伴い、5.7haの森林を新たに採石場として拡張

採掘区域で確認された希少植物をすべて移植するほか、移植後の定着を確認するため、許可条件で年1回のモニタリングを義務付けるなど、動植物の生育環境への配慮を誘導

- 開発許可制度を通じて、都内の緑の減少に一定の歯止めをかけるなどの施策効果を確認
- 引き続き、都市開発時における自然環境に配慮した開発計画の策定を誘導し、東京の豊かな自然の保護と回復を図る。

多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活

荒廃した多摩の森林(人工のスギ林、ヒノキ林)における公益的機能(土砂流出防止、水源かん養、生物多様性など)を向上させるため、間伐を実施。

将来的には、針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化することを目指す。

また、間伐を実施した3～5年後には枝打ちを行い、表土の流出を防止し、水の浸透機能と下層植生の回復を促進。



間伐実施直後の森林



間伐実施から数年後の森林

◆針広混交林化のイメージ

現在



(間伐2回)



25年後 (間伐2回)



50年後



- 「保全地域」は、雑木林、ため池、水田など多様な自然環境を有しており、こうした豊かな自然環境を背景に、都のレッドリストに掲載された数多くの絶滅危惧種が生息・生育している。
- しかし、一部の心無い方による「盗掘」や、散策者等による「踏み荒らし」などにより、希少種の生育環境が脅かされており、保全地域の生物多様性をまもるためには、そこに息づく希少種の保全が必要

＜保全地域における希少種保全の必要性＞



＜保護柵・カメラの設置＞



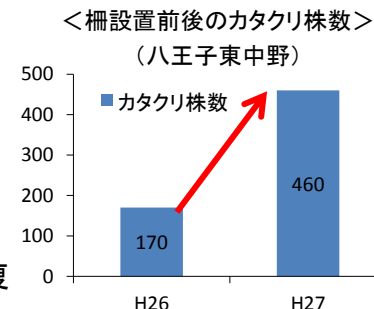
キンラン・ギンランなどのラン科植物が観賞用として盗掘されるほか、昨今のトレッキングブームによる散策者の増加に伴い、緑地等が踏み荒らされる傾向



⇒希少種が生育できる自然環境の保全が、地域の生物多様性の保全につながる。

希少種が群生する区域に防護柵を設けるほか、トレイルカメラを設置し、盗掘や踏み荒らしを未然に防止

⇒東中野保全地域では、柵の設置により、カタクリ株数が回復



スケジュール	2014	2015	2016	2017	2018	2019～2024
保護柵等の設置	・清瀬中里 ・八王子東中野	・南沢 ・連光寺若葉台	・八王子長房 ・海道	・八王子館町 ・東豊田	・宝生寺 ・八王子大谷	各年度 2地域
監視カメラの設置	・図師小野路 ・横沢入	・七国山 ・八王子滝山	・矢川 ・日野東光寺	・柳窪 ・戸吹	・八王子戸吹北 ・清瀬御殿山	各年度 2～3地域

○ 地域の生物多様性を育む「保全地域」の質を高めるため、すべての保全地域で希少種保全策を推進

伊豆大島におけるキョン防除事業

2018年度の取組

● 年間目標（2018年度）

- ・キョンの生息数を低減させるため、事業全体でキョンの予測増加数(中央値)を上回る、約5,000頭以上を捕獲目標とする。

● 取組み

(1) 柵の設置

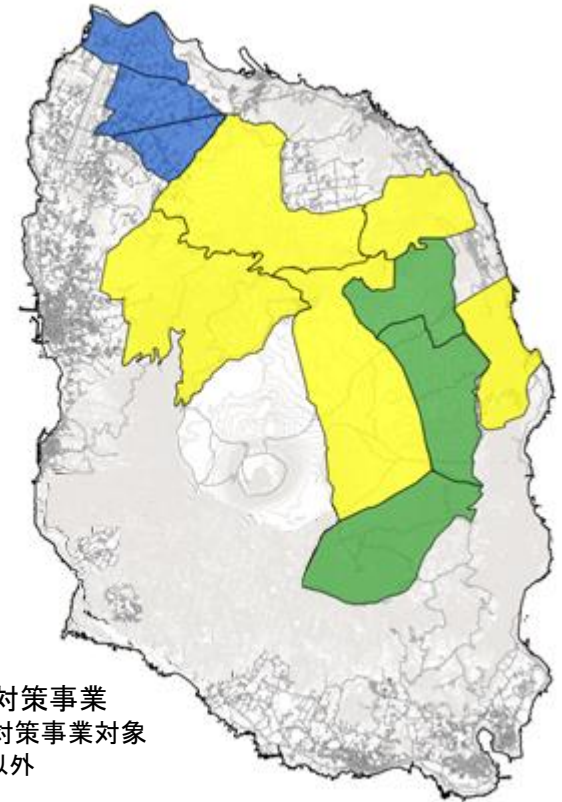
- ・キョンの移動を防ぐための柵を設置
- ・効率的な銃猟を行うための小区画を設置（捕獲補助柵）
- ・市街地周辺において、わな等へキョンを誘導するための柵を設置

(2) 銃器、わな、張り網による捕獲

- ・土地利用や地形などを踏まえて、効率的な捕獲方法を選択して捕獲を実施

2018年度 キョン対策事業の区域(予定)

- ・現地の状況に合わせて区域を設定し、捕獲事業を実施



外来生物対策事業

- 緊急対策事業対象区域以外

緊急対策事業

- 防除A(高密度地域)
- 防除B(市街地周辺)
- 防除C(開放地)
- 防除D(2018拡充地域)

伊豆大島におけるキョン防除事業

キョンとるず

● 捕獲の機運を高めるため、キョン捕獲チームを結成

- 2017年6～7月 名称及びロゴマークを公募
 - 2017年11月6日 名称及びロゴマークの表彰式を開催
 - 2017年11月22日 大島にて結成式典を開催
- ※構成メンバー：町民28人、
捕獲事業者5社(約20人)

● 活動実績

- ・「キョンとるず通信」の発行
 - 1号 2018年1月 結成式典の開催
 - 2号 2018年6月 目撃情報提供のお願い
- ・目撃情報の収集・活用
 - 2018年7月～ 町民からの目撃情報を捕獲事業者へ提供

● 今後の取組

- ・講習会の開催

名称 「キョンとるず」

ロゴマーク



キョン捕獲チーム「キョンとるず」の結成式典を開催しました。



● キョンとるずとは

大島町に生息する特定外来生物であるキョンの捕獲に対する機運を醸成し、捕獲を推進するために、町民や捕獲事業者の方々をメンバーとして結成しました。

● 結成式典について

11月22日(水)に開催した結成式典には、キョンとるずのメンバー30名の皆様が出席してくださいました。

結成式典では、和胃井東京都環境局長から開会の挨拶を、三辻大島町長から来賓の御挨拶をいただきました。そして、小池東京都知事からのビデオメッセージが放映されました。

三辻町長からは、アシタバなどの農産物への深刻な被害や自動車との衝突事故などが懸念化している現状がある中で、「キョンとるず」結成への期待感や、都や町民と連携して危機感と一体感を持って捕獲に努めていく、という内容の御挨拶でした。

小池知事からは、キョンの問題は大島だけではなく、広く都民に知ってもらいたい問題であることや都としてもこれまで以上に捕獲の推進に取り組んでいくことを述べるとともに、取組の中心となる「キョンとるず」の活動により、一日も早い根絶が達成できることを期待しているというメッセージでした。

ニホンジカ等の野生生物の適正管理の推進

●これまでの経緯

1976年度 シカ狩猟禁止(奥多摩町)

- ・26年間にわたる狩猟禁止措置
- ・温暖化による死亡率の低下

2002年度 オスジカ狩猟禁止解除

2004年度 土砂流出被害

2005年度 シカ保護管理計画策定

→メスジカ狩猟解禁

2005.9月～2007.3月 第1期シカ保護管理計画

2007.4月～2012.3月 第2期シカ保護管理計画

2012.4月～2017.3月 第3期シカ保護管理計画

2015.5月 鳥獣保護法の改正

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

↓(改正)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

2015.5月～2017.3月 第4期第二種シカ管理計画

2017.4月～2022.3月 第5期第二種シカ管理計画

治山事業による土砂流出被害の解消



奥多摩町の被害甚大地域(出典:第5期東京都第二種シカ管理計画)

- 第5期東京都第二種シカ管理計画

(1) 計画の期間

2017年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 管理区域

八王子市の一部、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町

(3) 目標

- ① 森林生態系の回復・保全
- ② 農林業被害軽減 等



(出典: 第5期東京都第二種シカ管理計画)

アライグマ・ハクビシン防除：基本方針「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」

- 【対象種】 アライグマ・ハクビシン
- 【防除区域】 東京都全域
- 【期間】 2013年12月18日から2021年3月31日まで
- 【防除目標】 アライグマ：最終的には野外からの根絶
ハクビシン：生態系、農林水産業及び生活環境への被害軽減

【実施体制】



東京都

- 防除実施計画等の策定
⇒取組方法等の技術的助言
- 区市町村担当者への情報提供
- 区市町村間、専門家等との調整
- 区市町村の事業費に対する補助

連携

各区市町村

- 外来種防除の実施
- 実績の集計検証
- 住民等への普及啓発、事業の広域化

情報提供
捕獲補助等

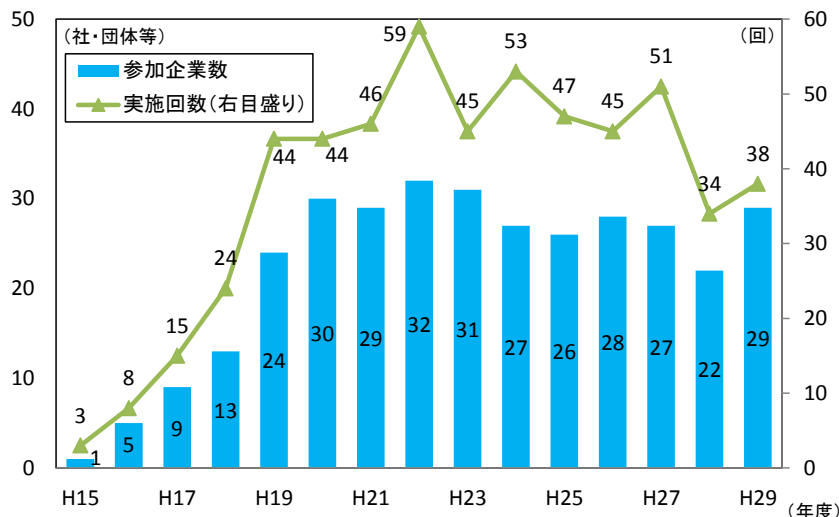
情報提供
わなの設置等

地域住民(住民・NPO団体等)

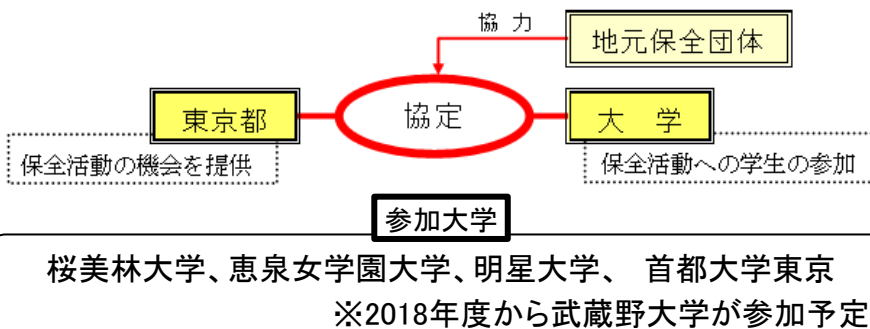
- 捕獲補助(見回り、エサ替え等)
- 目撃情報等の提供

- 里山や雑木林などの自然地は、間伐や下草刈りなど「人が手を加える」ことで多様な自然環境が維持されてきたが、生活様式の変化等により、こうした「人の手入れ」がなされず、一部の自然地では荒廃が進んでいる。
- このため、都と企業・大学が協定を締結し、都の保全地域において保全活動を体験できる機会を設け、企業に対してはCSR活動の場を提供、大学生に対しては実地で自然の成り立ちやその恵みを学ぶ機会を提供し、東京の自然環境を守る気運を醸成する。

＜東京グリーンシップ・アクション(参加企業数・実施回数)＞



＜東京グリーンキャンパス・プログラム(大学)＞



東日本大震災の発生や、東京2020大会を控え、企業のCSR活動は多様化傾向にあり、参加企業数及び実施回数は減少傾向であったが、2017年度は広報を充実させ、29社(延べ1,206名)まで回復



田植え(住友不動産株)



- 授業の一環として、都の保全地域において、竹の伐採、植樹、草刈りなどを体験し、自然の役割やその重要性を学ぶ。
- 受講者数の関係で、参加者数に増減はあるが、例年200名程度が参加。2018年度は武蔵野大学が参加し、5大学に拡大

【参加者数】2016年度:212名、2017年度:169名

○ 企業のCSR活動の場として、また次代を担う若者が自然を学ぶ場として保全地域が有効に活用されており、こうした取組を一層充実させ、都民とともに自然を育み、大切に作る気運醸成を目指す。

情報サイト「里山へGO！」を活用した保全活動の魅力発信

- 緑の保全活動を継続的に行い、多様な自然環境を維持していくためには、間伐・下草刈りなど保全活動の担い手の確保が必要
- このため都は、保全活動の情報サイト「里山へGO！」を平成27(2015)年7月に開設し、初心者にも保全活動の魅力を分かり易く発信するとともに、気軽に活動に参加してもらえるよう普及啓発活動を展開

<「里山へGO！」の概要>



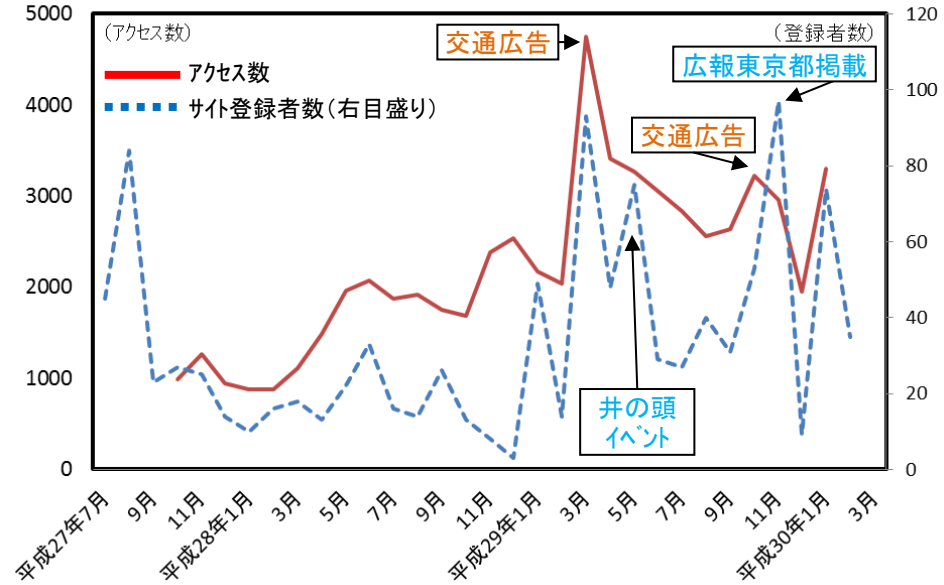
<活動時の服装>



※2016年12月に
「日本WEB大賞」を受賞



<「里山へGO！」アクセス数及び登録者数の推移>



- 東京の里山の紹介から、間伐・下草刈りなどの保全活動のイロハを初心者にも分かりやすく解説
- サイト上では、保全地域で保全活動を体験できる各種プログラムの申し込みも可

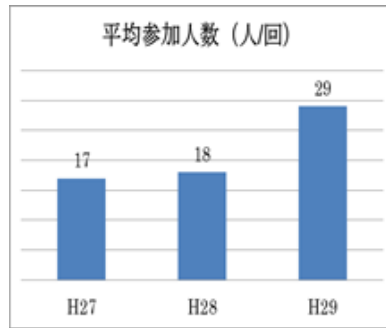
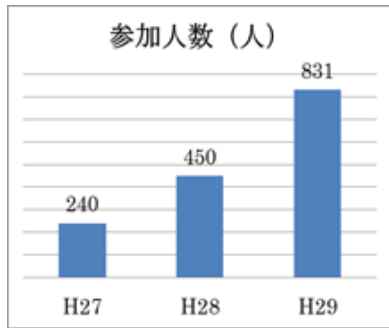
- 都営三田線・新宿線の交通広告により、アクセス数及びサイト登録者数は増加
- 広報東京都(特集記事)やイベント出展により、保全活動の内容や魅力を直接訴求し、サイト登録者の増加に寄与

○ 「里山へGO！」の運用開始後、サイトのアクセス数及び、登録者は増加傾向にあり、保全活動の魅力発信に向け、サイトのコンテンツの充実の図りながら各種広報活動を展開

- 緑の保全活動を継続的にいき、多様な自然環境を維持していくためには、間伐・下草刈りなど保全活動の担い手の育成が必要
- このため都は、2015年7月から未経験者でも気軽に保全活動に参加できる「保全活動体験プログラム」を開始し、新たな保全活動の担い手の確保と育成を推進

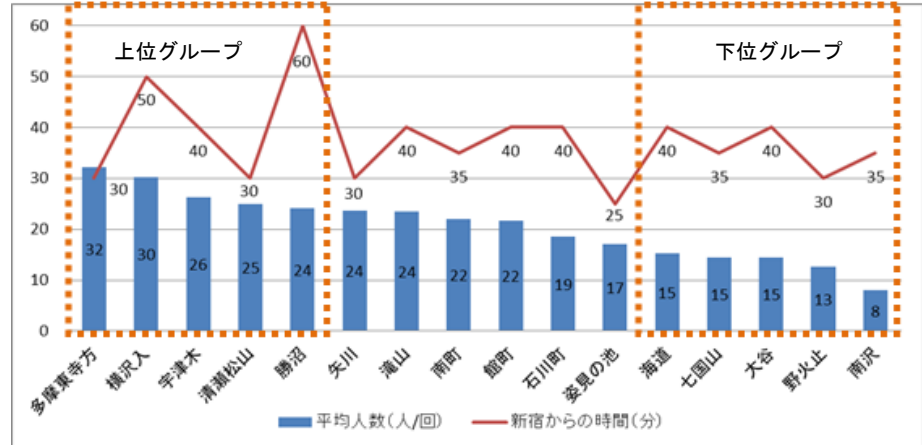
<体験プログラムの概要>

9:30	開会式	活動のガイダンス、自己紹介
10:00	自然観察	動植物を観察しながら、里山や樹林地の成り立ちを学ぶ。
10:30	保全活動	下草刈り、間伐を体験
12:00	昼食	自然の中での食事は、また格別！
13:00	クラフワーク	間伐した竹を活用したクラフワーク体験
14:00	閉会式	参加者と達成感を分かち合い、活動終了



- 「里山へGO！」による広報を行った結果、2017年度の参加人数は、開始年度(240人)の3倍以上となる831人に達した。
- 1回当たり参加者数も着実に増加し、プログラムの実施に協力する地元保全団体との連携体制も強化されつつある。

<保全地域別の平均参加者数と、保全地域の最寄駅までの所要時間>



- 新宿から保全地域の最寄駅までの所要時間と参加者数の関係を見ると、その関連性は低い。
- 上位グループは、たけのこ掘り(多摩東寺方)、田んぼ作業(横沢入)など、その地域特性を活かした活動が特徴
- 下位グループは、間伐など定番活動が中心



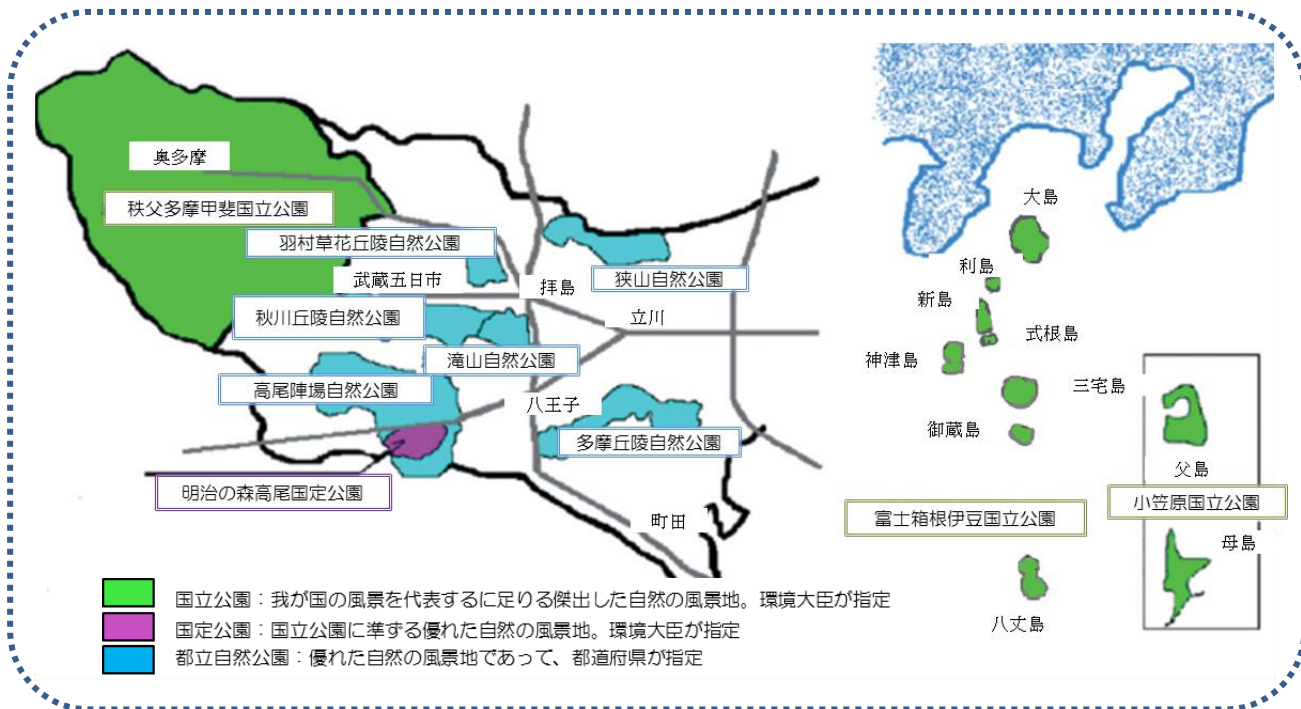
⇒活動内容の充実を図ることで、さらなる参加者増が見込める。

- 体験プログラム参加者のうち、10名が保全団体に加入して継続的に保全活動に参加するなど、保全活動を担う人材の育成効果が表れ始めている。

多様で豊かな東京の自然公園

- 東京都には、3つの国立公園、1つの国定公園、6つの都立自然公園があり、総面積は79,882haに上る。
- 東京の自然公園は山地から丘陵地、台地・低地を経て海へと続く多摩部と区部、あるいは火山活動に由来し、海洋の影響を受けて成立した島しょ部など、東京の自然の骨格の主要な部分を構成するものでもある。
- ひとつの都道府県の中で、これほど多様性に富んだエリアが見られることは、東京の大きな特徴である。

区分	名称	面積 (ha)
国立公園	秩父多摩甲斐	35,298
	富士箱根伊豆	27,499
	小笠原	6,629
	小計	69,426
国定公園	明治の森高尾	770
都立自然公園	滝山	661
	高尾陣場	4,403
	多摩丘陵	1,959
	狭山	775
	羽村草花丘陵	553
	秋川丘陵	1,335
	小計	9,686
合計	79,882	



【雲取山】



【鳩ノ巣溪谷】



【三宅島(雄山)】



【小笠原(南島)】

都県域面積に対する自然公園面積の割合

- 東京都には、3つの国立公園*1、1つの国定公園*2、6つの都立自然公園*3があり、自然公園の総面積は79,882haに上る。
 *1 秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、小笠原
 *2 明治の森高尾
 *3 滝山、高尾陣場、多摩丘陵、狭山、羽村草花丘陵、秋川丘陵
- 自然公園の東京都総面積に占める割合は約36%(全国2位)。

順位	都道府県	自然公園面積 (ha)	主要資源	都県域に対する割合 (%)
1	滋賀県	約15万	琵琶湖	37
2	東京都	約8万	雲取山～高尾山～狭山丘陵ほか 丘陵地～伊豆諸島～小笠原	36
3	三重県	約20万	伊勢志摩、吉野熊野	35
4	富山県	約13万	中部山岳、白山	30
5	大分県	約17万	耶馬溪、祖母傾	28
6	山梨県	約12万	南アルプス、西沢溪谷、奥秩父	27
7	新潟県	約32万	上越山脈、佐渡	25
	全国合計	約550万		15

出典：自然公園ビジョン(2016年自然公園の手引きから作成)

施設整備:トイレの洋式化

- 都民ニーズの高い自然公園トイレの洋式化
 - ・自然公園利用者アンケートの便所施設に関する要望(1,010人が3項目までを選択)の結果、58%が「洋式化」を要望(1位)
- 便所の洋式化方針の策定(2018年3月)
 - ・水洗化できる便所については、洋式便所を基本とする。
 - ・男女ごとに複数の便房が有る便所を洋式化する場合、1か所は和式を設ける。



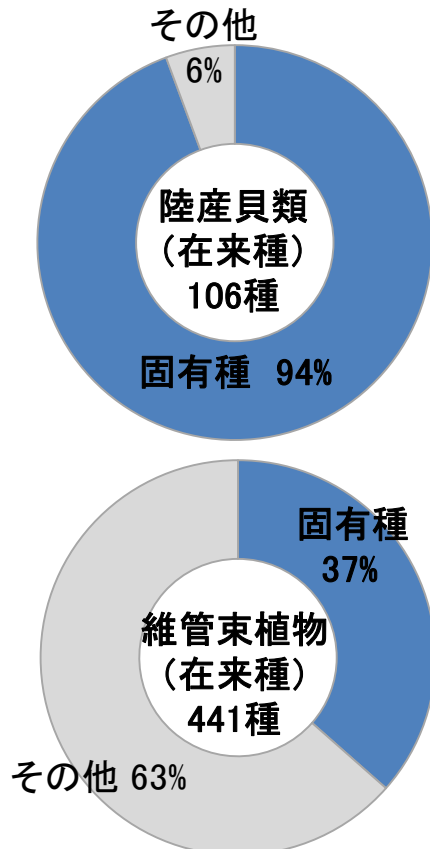
洋式化整備事例(高尾薬王院便所)

- 洋式化方針に基づく計画的な整備の実施

⇒ 自然公園の便所洋式化を、洋式化方針に基づき2019年度末までに屋内100%、屋外80%以上達成

小笠原諸島の「世界自然遺産」としての価値

- 小笠原諸島の豊かで独特な自然は、2011年6月にフランスのパリで開催された第35回世界遺産委員会において、世界自然遺産の『生態系』の評価基準に合致するとして評価され、同年6月29日に世界自然遺産として登録された。
- 世界遺産委員会の審議では、小さい島でありながら、小笠原でしか見ることのできない固有種の割合が高いこと、特に陸産貝類(カタツムリの仲間)や植物において、進化の過程がわかる貴重な証拠が残されていることが高く評価された。



出典: 世界遺産一覧表記載推薦書

【世界遺産委員会における評価の内容(登録基準:生態系)】

- 資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジアおよび北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な進行中の種分化の重要な中心地となっている。
- 小笠原諸島は、陸産貝類の進化および植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原群島の島の中の、時には島の中における細やかな適応放散の数々の事例は、種分化および生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。この特徴はさらに、陸産貝類などにおける絶滅率の低さにより、強化されている。
- 小笠原諸島においては、固有性の密度の高さと適応放散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化過程を示す資産よりも際だっている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。

出典: 決議案概要

植生回復や外来種対策などによる自然環境の保全・再生

小笠原の豊かな自然の積極的な保全・再生

①アカガシラカラスバトの保護増殖



飼育増殖したアカガシラカラスバト



上野動物園 繁殖センター
(非公開)

- ・東京都、(公財)東京動物園協会では小笠原で数を減らしていたアカガシラカラスバトを生息域外で飼育する試みを2001年にスタート。
- ・2002年には繁殖に初めて成功し、2017年度末時点で、上野動物園、多摩動物公園及び井の頭文化園で合わせて47羽まで増殖

②オガサワラシジミの保護増殖



オガサワラシジミ成虫(野生)



オガサワラシジミ幼虫



食樹 オオバシマムラサキ

- ・母島のごく限られた場所にしか生息しなくなったオガサワラシジミの生息状況の改善を進めるとともに、多摩動物公園において代を重ねる累代飼育技術を開発

③その他東京都版エコツーリズムの導入、外来種侵入防止 など



エコツーリズムの実施



過去の状況(赤土流出)



現在の状況(植生が回復)

《東京都版(利用調整型)エコツーリズム等による植生回復@南島》



ツヤオオズアリ

《様々な外来種への対応》



下船時の靴の泥落とし指導

《都レンジャーによる啓発例》

ICTの活用によるレッドデータブック等の普及啓発

【東京都の保護上重要な野生生物種(東京都レッドリスト)の調査】

- 東京に生息生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険性を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリスト化(東京都レッドリスト)
- 東京都では概ね10年毎に改定

●本土部

項目 分類群	1998年版	2010年版
	掲載種	掲載種
植物	642	800
哺乳類	31	37
鳥類	107	162
爬虫類	13	14
両生類	14	15
淡水魚類	37	38
昆虫類	459	394
甲殻類	対象外	15
クモ類	対象外	33
貝類	対象外	71
合計	1,303	1,579

●伊豆諸島

項目 分類群	1998年版	2011年版
	掲載種	掲載種
植物	306	348
哺乳類	4	5
鳥類	68	42
爬虫類	9	11
魚類	対象外	22
昆虫類	266	109
甲殻類	対象外	8
クモ類	対象外	32
貝類	対象外	40
合計	653	617

●小笠原諸島

項目 分類群	1998年版	2011年版
	掲載種	掲載種
植物	121	169
哺乳類	1	2
鳥類	23	32
爬虫類	1	6
魚類	対象外	30
昆虫類	217	275
甲殻類	対象外	13
クモ類	対象外	12
貝類	78	86
合計	441	625

【レッドデータブック東京の普及啓発】

- レッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめて編纂した東京版のレッドデータブックは、専用ホームページにて掲載



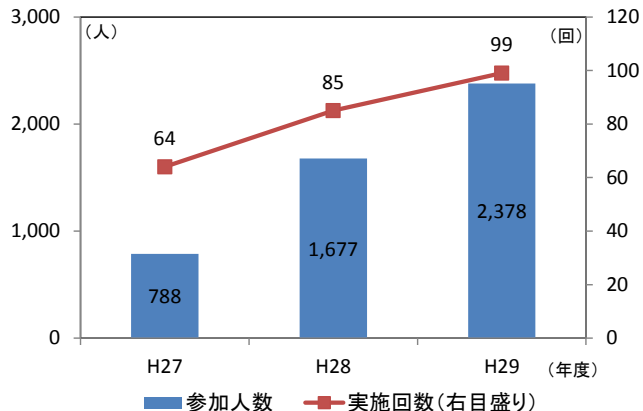
- 都民に効果的な環境学習の機会を提供するためには、行政だけでなく民間事業者の活力・ノウハウを導入することが重要
- 八王子市内の緑豊かな未利用都有地を活用し、都とセブン-イレブン記念財団が協働で環境学習施設「高尾の森自然学校」を2015年4月に開設。セブン財団がこれまで培ってきた経験やノウハウを活用し、幅広い自然環境学習プログラムを展開

＜高尾の森自然学校の概要＞

	概要
場 所	八王子市川町(約26.5ha)
運営主体	(一財)セブン-イレブン記念財団及び東京都
業務分担	【財団】スタッフを常駐させ、各種プログラムや緑地保全活動を実施 【都】上下水道などの基盤整備 等



＜環境学習プログラムの参加者数及び実施回数の推移＞



2015年の開校後、プログラムの実施回数及び参加者数は順調に伸長

【民間ノウハウを活用したプログラム例: はたらく馬フェス】

伐採した木を馬で運び出す「馬搬」や、馬と一緒に畑を耕す「馬耕」など、かつて日本各地で行われていた農作業を体験し、自然と共生した生活様式を学ぶ。

⇒セブン財団のネットワークを活用し、各地の農耕馬を招聘



- セブン財団のこれまでの環境貢献活動の経験・ノウハウを活かし、未利用都有地が自然環境学習の場として再生され、多くの都民が施設を利用
- 引き続き、都と財団との連携を強化し、質の高い自然体験活動の機会を都民に提供

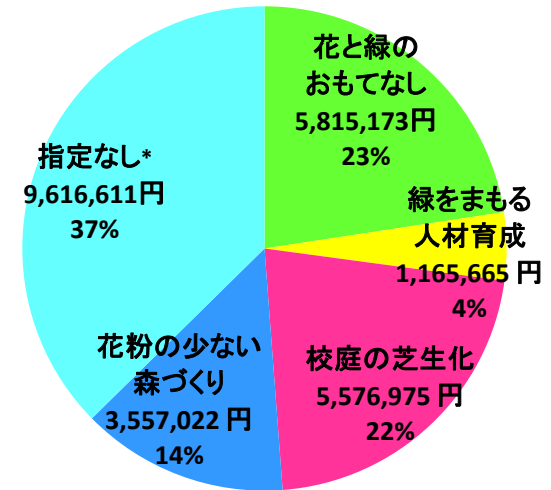
「花と緑の東京募金」を通じた自然環境保全の気運醸成

充当事業指定の内訳

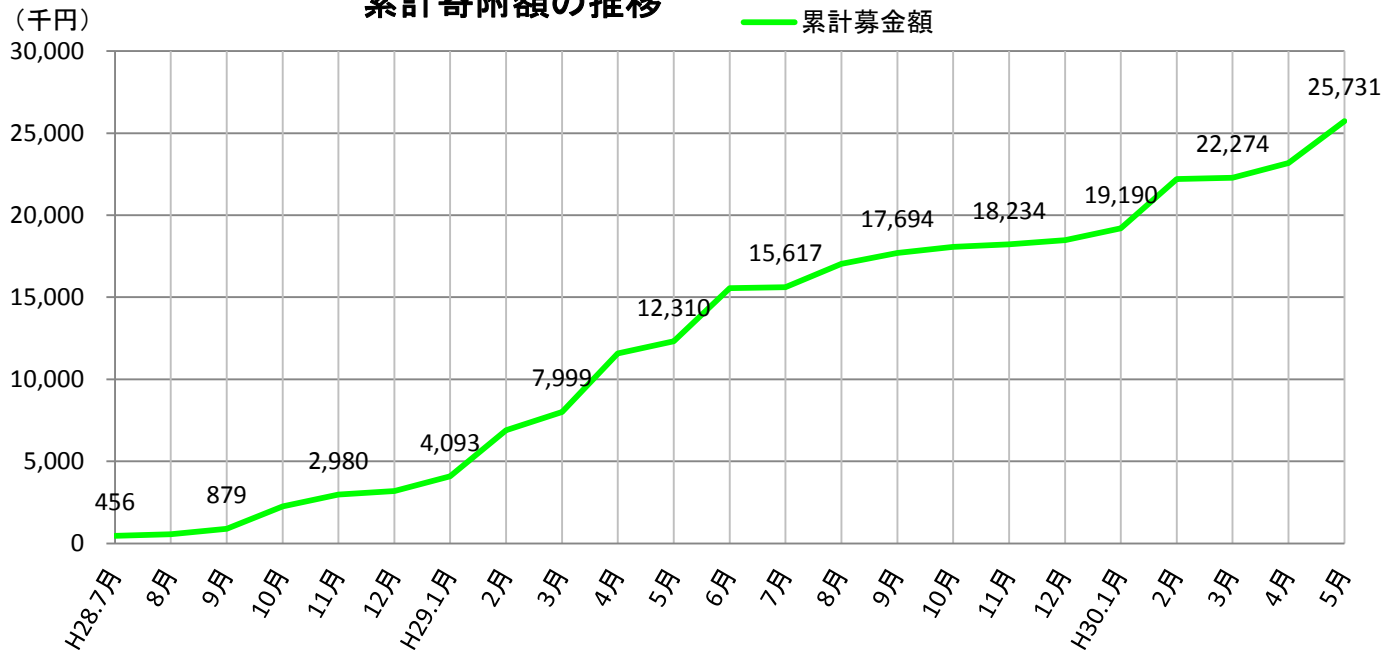
【寄附額の推移及び充当事業指定の内訳】 (2016年7月～2018年5月)

- 累計寄附額の推移
 - ・募金件数は336件で、累計寄附額は25,731,446円
 - ・寄附額については、大口の寄附があった際に大きく増加するが、全体としては概ね安定して推移している。
- 充当事業指定の内訳
 - ・「花と緑」と「芝生化」が「指定あり」の約7割を占めている。

*2016年度「指定なし」は当該年度「指定あり」寄附額の割合に基づいて各事業に分配



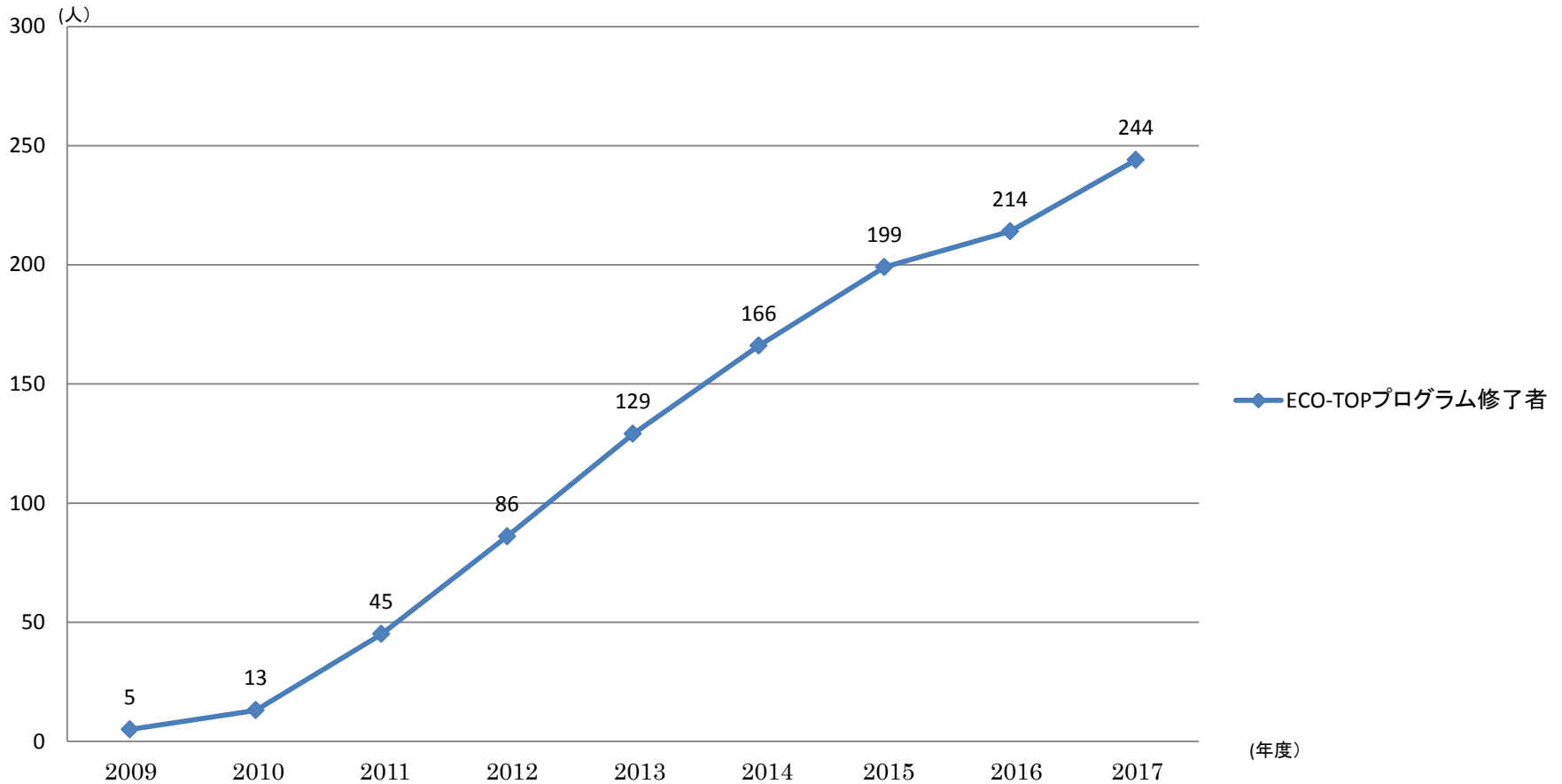
累計寄附額の推移



【ECO-TOPプログラム修了者の推移】

制度創設当初から2017年度まで244名をECO-TOPプログラム修了者として登録し、概ね安定した登録者数の推移を示している。

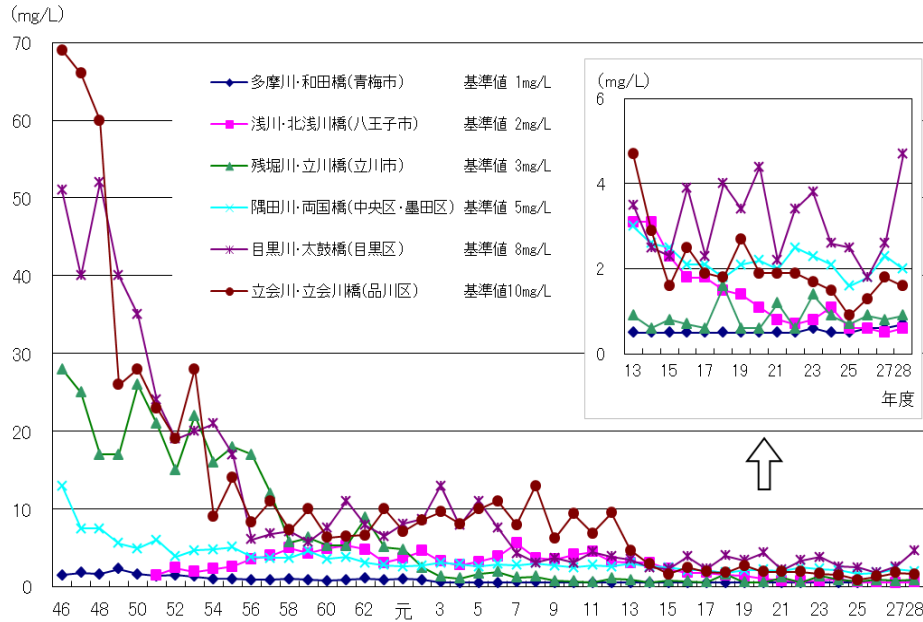
ECO-TOPプログラム修了者の推移(累計)



水環境の向上(総量規制等)

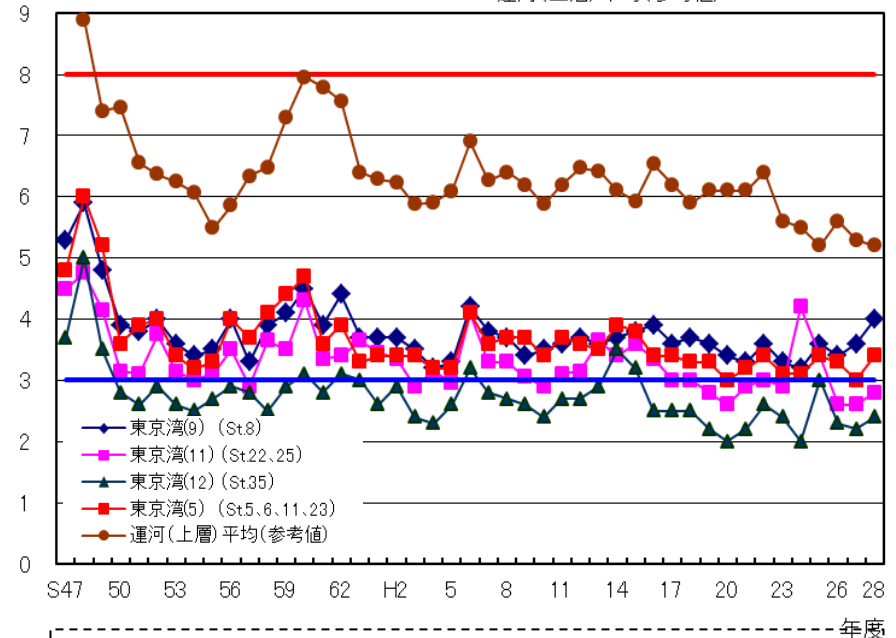
- 公共用水域に排水する事業場への規制・指導を着実にやっている
- 海域(東京湾)の水質は、東京都だけではなく東京湾への流入域の関係県からの排水の影響も受けるため、関係県でも東京都と同様に、総量規制等の指導を行っている

＜都内各河川のBOD経年変化＞



1971年から見てみると、水質が大幅に改善
 2016年度の河川のBODの環境基準達成率は100%
 2006年度以降90%以上の高い達成率を維持

＜東京都内湾のCOD経年変化＞



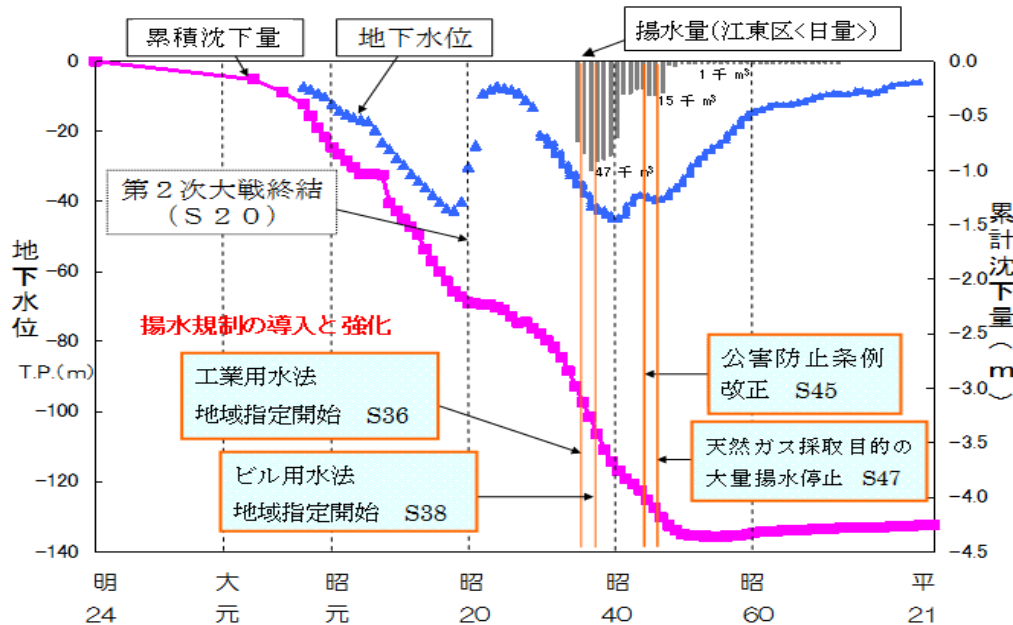
東京湾の水質は、1975年以降、ほぼ横ばい
 2016年度の東京都内湾のCODの環境基準達成率は25%
 (1水域/4水域)

○ 引き続き、国や他県とも連携しつつ、対象事業場に対して、総量規制等を着実に実施

地下水の保全と利用の適正管理

- 法令に基づき、地下水の揚水規制を行いながら、都内の地下水位と地盤収縮等の現状を分析するとともに、地下水の実態を様々な角度から検証
- 都内の地下の構造は地域により多様性に富んでおり、地下水の実態把握は、高度な専門知識に基づく中長期的な取組が必要

累積沈下量及び地下水位の経年変化(江東区亀戸)



これからの地下水保全と 適正利用に関する検討について

～平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ～

平成 28 年 7 月
東京都環境局

都はこれまで、法の規制に加え、条例による揚水規制を行っており、近年、地盤沈下は沈静化
地盤沈下は不可逆的な現象であり、過剰な揚水が行われれば、再び沈下が進行する恐れがあることから、適切な揚水規制は不可欠

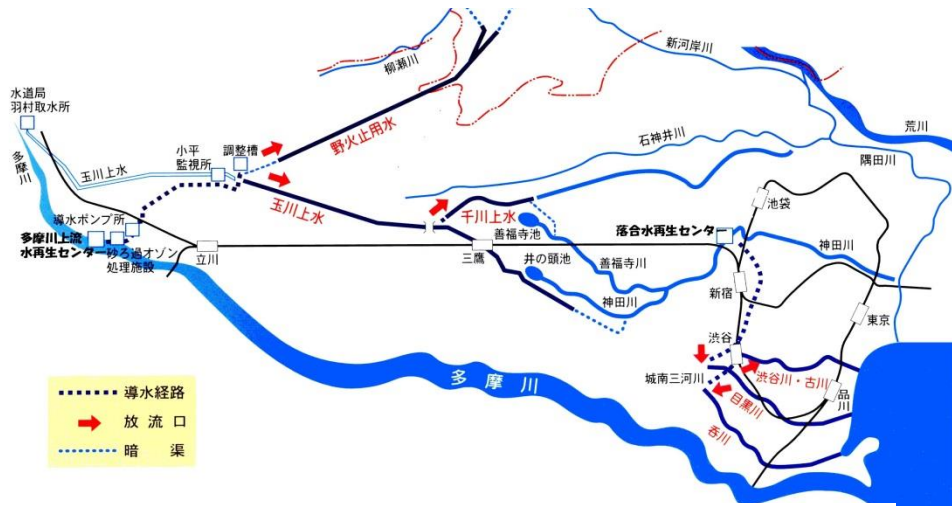
水文学、地質学、環境法等の有識者で構成する地下水対策検討委員会において、東京の地盤沈下と地下水の現状について継続的に検証を行い、地下水実態把握の取組に反映

○ 適正な揚水規制を継続するとともに、更なる東京の地下水実態把握に向けたデータ収集や調査解析等を推進

水辺環境の向上(清流復活)

- 過去に水量が著しく減少した都市河川や水路に下水の高度処理水を導水し、水辺環境の維持、回復に努めている。
- 事業開始から30年が経過し、身近な水辺として地元に着定しており、今後も事業を安定的に継続していくことが求められる。

<清流復活事業 導水河川・水路>



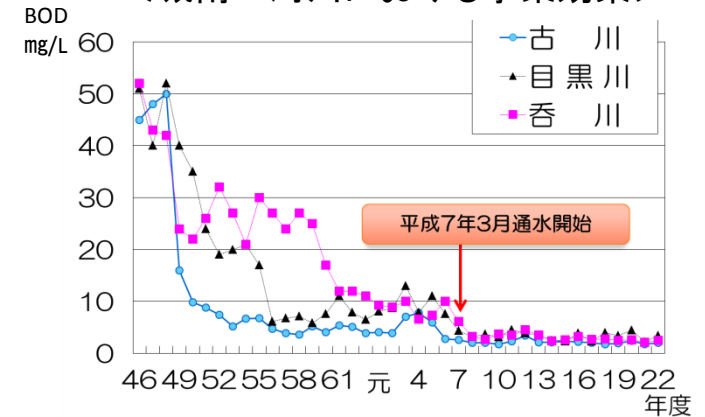
<水量の回復した目黒川>



<通水開始前後の玉川上水>



<城南三河川における事業効果>



○ 引き続き、庁内関係局がそれぞれの役割を果たしながら、事業を安定的に継続していく。